

林 達 劉 グループ

2025年報



LINDA LIU GROUP

www.lindapatent.com

2025年12月

Copyright© Linda Liu & Partners and Beijing Wei Chixue Law Firm

目 次

新年のご挨拶.....	1
20年にわたる青春の道のり ——「2005年入所組」が語る成長と発展の道のり.....	4
食品分野の用途特許に関する一考察 ——クレームの特別性及び侵害判断について.....	21
商標の使用が商標の権利付与・ 権利確定及び侵害抗弁に果たす役割.....	29
AI生成コンテンツの著作権立証に関する提案	41

新年のご挨拶

北京林達劉知識産權代理事務所

会長 中国弁理士 魏 啓学

所長 中国弁理士 李 茂家

一年の終わりを告げる除夜の鐘が鳴り響き、この一年を振り返り、新たな年を迎えるこの素晴らしい時に、林達劉事務所をご支援いただいている全てのクライアント様及び提携パートナーの皆様に、感謝と新年のお慶びを申し上げます。皆様からの温かいご信頼とご支援は、温かい冬の日差しのように私たちの道のりを明るく照らし、皆様からの貴重なご提案とご意見は、春の恵みの雨のように私たちの成長を優しく育んでくださっています。皆様との深い絆が、これからも歳月を重ねるごとに一層強く、豊かなものになることを心から願っています。新しい年の幕開けとともに訪れる光が、皆様に平安と喜び、尽きることのない希望をもたらしてくれることを心より祈って止みません。

2025年の知財分野には、革新の波が絶えず押し寄せ、林達劉事務所の所員一人ひとりは終始専門性をよりどころに、知恵を原動力として、時代の激流の中を着実に前進してきました。経済環境の変遷によって、私たちの日常業務の形態も少なからず影響を受け、特許実務の観点から見ると、技術分野の拡大、登録率の変化から、無効案件における新規性、進歩性、サポート要件や開示要件などの判断基準に至るまで、いずれも大きな変革期を迎えています。私たちが慣れ親しんできた新規性の判断でさえ、新たな判例や実務によって、これまでにないチャレンジに直面しています。商標実務も日進月歩であり、日ごとに厳しさを増す誤認条項の適用基準や使用による顯著性に対する判断から、登録商標の三年不使用取消申請における立証責任の総合的な見極め、商標出願システムのデジタル化とアップグレードへの適応に至るまで、こうした各段階において、常に最新の政策と判例の動向に注視しなければなりません。このような変革の時代において、私たちは審査基準や判決文書、公式文書やクライアントの皆様の貴重なご意見から深く学び、養分を汲み取り、審査官やクライアントの皆様との密なコミュニケーションを通じて、トレンドを的確に捉え、よりタイムリーで正確、効率よく且つ専門的なサポートを提供できるように尽力しています。「命ある限り、分かち合い、学び続ける」ということをモットーに、私たちはこの絶え間なく変化し続ける世界において、日々研鑽を積み、果敢に新たな突破口を切り拓いていきたいと考えています。



この一年間、私たちは、所内の組織強化にも力を注ぎ、内部の結束力を鍛え上げてきました。業務に精通し、マネジメントに長けた人材の育成に積極的に取り組み、代理部の各部門における管理職の配置を適材適所に行うと同時に、意欲溢れる若手所員にも事務所の管理業務へのチャレンジを奨励することで、次世代を担うリーダーの育成に力を入れてきました。弊所は創業以来、「クライアントを第一に」という揺るぎない理念を最上位に掲げ、品質を生命線として、全ての案件において全プロセスにわたる徹底した品質管理を貫き、いかなる妥協も手抜きも許さないという姿勢で臨んできました。その結果、案件の品質と業務の対応範囲の両方で大きな飛躍を遂げることができたのです。

競争が激化している昨今、ますます多くのクライアントの皆様が知財保護の原点に立ち返り、「イノベーションをより良く守り、安定且つフレキシブルに運用できる権利を如何にしたら取得できるか」という本質的な問題に直面しています。私たちは、クライアントの皆様と率直に意思疎通を重ねることで、権利の安定性や権利侵害認定の可能性といった多角的な観点から、最適な解決策をご提案しています。特に、中国における最新の無効審判や訴訟実務を踏まえ、変化の激しい時代においても安定したビジネスを展開できるよう、全力でサポートしています。20年以上にわたる知財分野での専門的な経験を通じて、私たちはその価値が単にイノベーションの保護だけでなく、事業に持続的な生命力を吹き込むことにあると深く確信しています。一つひとつの案件には、イノベーターの皆様の夢が凝縮されており、それぞれのご依頼には、計り知れない信頼が寄せられています。この変革の時代において、林達劉事務所はイノベーターの皆様の最も堅実な守護者であり、最も信頼できるパートナーであり続けたいと心から願っています。

林達劉事務所の活力を生み出しているのは、クライアントの皆様からの揺るぎない信頼はもちろんのこと、事務所に集う所員一人ひとりの個性と、それが集結することで生まれたチームワークに他なりません。私たちは若手所員の気力を大切に育み、中堅所員の潜在能力を最大限に引き出すことに力を注いでいます。例えば、この一年、所内で開催された英語と日本語のディベート大会の情熱は、ご来訪いただいたクライアントの皆様にも伝わり、大きな感動を呼びました。また、ボードゲームの試合では、高い知性を持つプロフェッショナルたちが互いの知恵と戦略をぶつけ合い、感動的な場面が繰り広げられました。オリンピック森林公园で行われたジョギング大会では、公園を駆け抜ける所員たちの姿に、生き生きとしたエネルギーと力が満ち溢っていました。私たちは共通の夢の実現を目指して、専門知識を基盤に、情熱を燃やしながら、一人ひとりの人生を豊かにするだけでなく、クライアントの皆様の事業の青写真を実現させるために日々精進しているのです。

2025年を振り返ってみると、知財分野は目覚ましい発展を遂げました。ChatGPTやDeepSeekに代表される生成型AIは、思考の嵐を巻き起こしました。AIが人類に与える影響の大きさを身近に感じ、知財業務のあり方も大きく変化していることを実感する毎日です。一方、「AIには何ができるのか?」、「人類はどこへ向かうべきなのか」といった問いは、私たち一人ひとり、そして全ての企業が探求し続けているテーマであり、弊所もその例外ではありません。AIはあくまでも強力なツールであり、人材こそが真の主役であると、私たちは固く信じています。新しい技術を積極的に取り入れ、AIツールを巧みに使いこなすだけでなく、人にしかできない思考力と思いやりの心を大切に守り続けていくことで、AIは知恵に導かれ、私たちの仕事に真の翼を与えてくれると確信しています。

「百尺竿頭に一步を進む」という言葉の通り、弊所は、現状に満足することなく、常に新たな高みを目指していく所存です。2026年には知的財産権を取り巻く環境はデジタル化、専門化と国際化の波によって、ますます広がっていくことが予測されます。弊所一同は、この変化を単なるチャレンジとしてではなく、新たな進化のチャンスと捉え、準備を整えて前に進んでまいります。新しい一年が、きっと希望と豊かな実りに満ちたものとなると深く信じています。弊所は、これからも引き続き、専門性を「筆」とし、イノベーションを「墨」として、皆様と共に知的財産事業という壮大なキャンパスに新たなページを書き記していく所存です。来年の今頃、今日以上の豊かな成果と深い感動を分かち合い、年末の温かい日差しの中で再会し、共に輝かしい未来を語り合えることを心から楽しみにしています。

最後に、日頃より多大なるご支援を賜っている皆様にとって、2026年が実り多き素晴らしい年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。そして、何よりも皆様並びにご家族のご健勝を祈念いたします。事務所の全員にも、大きく成長して、輝かしく充実した一年を送れることを心から願っています。



20年にわたる青春の道のり

——「2005年入所組」が語る成長と発展の道のり

企画部部長 中国弁護士 張 芬芳
 上海オフィス所長 中国商標弁理士 耿 秋
 魏啓学法律事務所所長 中国弁護士 陳 傑
 商標部部長 中国商標弁理士 肖 晖

前書き

クリスマスイルミネーションが街を彩る季節、事務所創立間もない2004年と2005年に入所した4名の女性メンバーが集い、ともに歩んできた20年の軌跡を振り返りました。彼女たちは、事務所とともに様々な困難を乗り越え、成長を続けてきた仲間です。

張芬芳は北京大学を卒業後、事務所に入りました。事務所中の多くの仕事を経験し、その後、成長を続け、現在では経営陣を支える重要な職責を果たしています。

陳傑は、法廷における論理的かつ力強い弁護を確に、訴訟チームを統括しています。高度な専門性を追求しつつ、筋を通す弁護士としての信念を体現するリーダーへと着実に成長を遂げています。

耿秋は、商標弁理士としてのキャリアを事務所で開始し、着実に経験を積んで参りました。現在では上海オフィスの運営を任せられ、長江デルタ地域市場の開拓のみならず、事務所全体のマーケティング戦略のサポートにも携わる責任を果たしています。

肖暉は、入所当初から商標業務において明敏な才能を發揮し、現在ではチームを率いるとともに、クライアント様からの深い信頼を獲得し、商標業務において不可欠な存在としての成長を続けています。

深夜まで書類と向き合い続けたあの情熱、法廷の内外で響かせた力強い言葉、世界中のクライアント様を訪ねた足取り、そして後進の育成に注いだ想い——この20年、彼女たちはいつも肩を並べ、手を取り合って歩んできました。



左上: 耿 秋 右上: 陳 傑
 左下: 張 芬芳 右下: 肖 晖

紡がれてきたこの物語が、同じ道を歩むすべての方にとって、ほんの少しでも指針となりますように。また、この心を通わせる対話が、冬の日に差し込む温かなお茶のように、皆様の心に穏やかな温もりと安らぎをもたらし、希望に満ちた新しい年を静かに見守る力となればと、心より願っております。



本文

窓から眺める北京は、街全体が色とりどりのイルミネーションに彩られています。慣れ親しんだ会議室に座って、20年来の顔なじみの四姉妹の記憶の扉が一気に解き放たれるような気がします。

私たち4人は、事務所で最も早い時期に採用された文系出身の「2005年入所組」の同期です。この4人は肩を並べ、手を携えて、共に成長してきました。初めて社会に出たばかりの無邪気で未熟だった日々、商標法務部で苦しみながらも、熱く燃えていた創業期、そしてこれまでの努力によって築き上げてきた安定と発展——時の流れの早さをしみじみ感じますが、気がついたら、一緒に20余年の歳月を共に歩んできたのです。

今日、事務所から与えられた特別なミッションは、事務所の「市場開拓と業務成長」をテーマに、私たちの想いやこれからの計画を語り合うことです。これは単なる「お題」ではなく、私たちが共に歩んできた歳月を振り返ると同時に、事務所の精神がどのように受け継がれ、発展してきたかということを改めて見直す機会だと思います。この話題を語るのに、私たち四姉妹は最適な人選だと思います。なぜなら、私たちの人生の軌跡は、ずっと前から、林達劉事務所の発展と深く結びついてきたのですから。



1. 友情の始まり——あの無邪気で楽しかった日々

張 芬芳:私たち四姉妹が、仕事のことは脇に置いて、胸の内を語り合うためにこんなふうに集まるのは、本当に久しぶりですね。

肖 嘸:そうですね、秋(耿秋)が上海に常駐するようになってからは、なかなか4人が揃う機会はありませんでした。時間が経つのは早いもので、20年前を思い返すと、私たち4人はいつも同じ事務室で、一緒に仕事をして、毎日熱心に案件のことを話し合っていましたね。Lindaがよく階下の店の水煮魚をご馳走してくれ、案件はさほど多くなかったのに、なぜか毎日残業ばかりしていましたね。でも、あの頃は本当にやる気に満ち溢っていました。

耿 秋:あの頃は、どの案件もじっくり検討し、活発に意見を戦わしましたね。今年3月に出張で北京に戻ってきた時、皆様と昔よく行っていた「沸騰魚郷」で食事をしました。私は少し酔っぱらって、20年以上前のことがありありと思い出され、涙がとめどなくこぼれてきました。過ぎ去った青春の日々への懐かしさと感慨があつ

たからだと思います。あの目標達成のために、共に努力して、おやつを食べながら頑張った日々に、私たちは、最強の絆を築くことができましたね。



2007年の商標法務部の写真

肖暉:私はあの頃、真っ先に自分のデスクを綺麗に片付けて、案件書類を秋のデスクの上に山積みにするのが大好きでした。あなたが難しい顔をして、書類を受け取るのを見ると、すごく達成感を感じることができたのです。

でも、失敗もたくさんありましたよ。芳芳(張芬芳)、覚えていますか。あなたから理由書を書くことを頼まれて、私は自信満々で長文を書き上げ、送信しましたが、その翌日、添削されて真っ赤になった原稿が返された時は、本当に打ちのめされましたよ....。

張芬芳:ははは、思い出しましたよ。私がかつて、あなた方商標部のベテラン二人の「先生」だったなんてことを、今ではほとんどの人が知らないでしょうね。陳傑が入ってきたばかりの頃、第二外国語で学んだ日本語でメールを作成したとき、みんなから「嫌がられていた」ことを覚えていますよ....。

陳傑:この話を聞くと、本当に学研大厦での日々が懐かしく思い出されますよ。最初の頃、私の日本語は完全に独学だったので、仕事で使えるようなレベルではありませんでした。あなたたちは皆、私の日本語の先生でしたし、もちろん、メインの先生は魏先生でした。私は魏先生の手書き原稿をパソコンで打ち直すことで学習して、先生の言葉遣いや表現を真似することで覚えていたのです。しばらくしてから、自分で書いたメールをあるクライアント様に送ったら、その方から、私の写真を見てびっくりしたという返信が届いたのです。私が送るメールから、ずっと50歳ぐらいの中年男性だと思っていたのに、まさかこんな若いお嬢さんだったとは思ってもみなかったという内容でした(笑)。

一見些細な思い出が、今ではかけがえのない大切な記憶になっています。まさに、日々の調整や学び、そして冗談を言ったりおどけたりしながら、私たちは深い友情を育んできただけでなく、事務所の最も大切な価値観——「真摯であること、責任を持つこと、互いに助け合うこと、共に成長すること」を身に付けていったのです。



2. 挑戦の中で磨かれた専門性とチームワーク

張芬芳:では、本題に戻りましょう。業務の成長と発展と言えば、まず思い出すのは、事務所の創立間もない頃に経験した、あの「大試験」のような出来事です。2004年、日本知的財産協会(JIPA)の訪問団が北京にお越しになることになり、事前に送付されてきたExcelファイルには、中国の知的財産実務に関する質問がぎっしりと書き連ねられていたのです。

肖暉:確かにそうです。当時、事務所はまだ設立間もない頃で、取り扱っている業務もごくわずかでしたので、本当に大きな挑戦でしたね。

張芬芳:ええ、私は質問の多さを見てただ茫然としたのを覚えています。Lindaはすぐに事務所全体を動員し、皆で資料を調べ、電話で教えを請い、3人がかりで翻訳に取り組みました。あの時は、各々が自分の役割を果たし、日々残業をすることで、準備と接待に全力を注ぎました。

耿秋:その時の気持ちをよく理解できます。薄氷を踏むような慎重さであり、プロフェッショナリズムに対する最初の畏敬の念だったのです。

張芬芳:何年も経ってからクライアント様の関連資料を整理していた時、私は驚きの発見をしました。あの時にご来訪いただいた多くの企業が、その後、林達劉事務所最も信頼できるパートナーとなり、事務所の20年にわたる発展を支えてくださった重要な存在になっていたのです。当時の接待は単なる出会いのきっかけに過ぎず、その後、魏先生、Linda、李茂家先生、張会華先生が皆を率いて、膨大なフォローアップ業務に取り組まれた結果だったのです。

この経験から私は、チャンスがどこにあるかは予測できないので、最大限の熱意と最も厳格なプロフェッショナリズムで、一つひとつの出会い、一つひとつの依頼に向き合っていかなければならないということを深く実感しました。誠意をもって接すれば、クライアント様は必要な時に私たちのことを思い出してくれるというのが、市場開拓のあるべき本来の姿であると思ったのです



3. 不断の研鑽とチームワークが築く専門的な評判

陳傑:この精神は、その後全ての業務対応に貫かれてきました。今日でも、魏先生は、「毎回の対応や案件ごとに準備会議を開いて、終わったら必ず反省会を行うこと」と繰り返し注意されます。本番の会談は一部に過ぎず、事前の準備と事後のフォローアップこそが最も重要な考え方です。日々のこうした鍛錬の中で、私たちは絶えず品質を高めようとする姿勢と強力なチームワーク力を培い、目配せだけで、お互いの意図を伝え合えるようになったのです。



2023年のINTAチーム写真

肖暉:本当にそうですね。秋、王子製紙の訴訟判決を貰いに行くため、2人でどきどきしながらも励まし合いながら、裁判所へ向かった時のことを覚えていますか。

耿 秋:一生忘れられませんよ。それは、私たちが初めて担当した商標行政訴訟事件でしたね。日本でクライアント様と会議が終わったばかりの魏先生と肖姉さんから、訴状の草案を作成するように電話で指示してくださいました。期限が間近に迫っていたため、私は一晩かけて書き上げたのですが、魏先生からその出来に納得してもらえず、多くの修正意見が出されました。私は第二稿、第三稿と書き直し、魏先生と肖姉さんは日本出張が終わってからすぐ帰国して、一緒に取り組んでくれました。証拠があまりに多すぎて、私たちはまた一晩かけて証拠の整理をしました。

肖 曜:努力は実を結び、手間ひまかけて詳細に検討していく中で、ようやく悪意のある商標先取りのキーパーソンを見つけ出すことができたのです。魏先生の指導のもと、私たちは論理が明確で根拠に基づいた訴状を作成し、重要な証拠を補強して完全な証拠チェーンを作成することで、クライアント様の商標が中国で高い知名度を有していることを立証し、第一審で勝訴を勝ち取ることができました。相手側から控訴をされましたか、当方には陳傑も加わってくれ、私たち三姉妹の協力によって、第二審でも勝利を収めることができました。

陳 傑:この案件は印象が深く、係争期間は2年以上にわたり、全体で3年近くを要しました。とても大変でしたが、私たち3人は、魏先生から多くのことを学ぶことができました。勝訴後、クライアント様はわざわざ東京から北京にお越しになり、祝勝会を開いてくださいり、本当に大きな達成感を味わうことができました。



2009年の新年会にて撮影した写真

張 芬芳:この案件により、魏先生のご指導の下、その時、皆が惜しみない努力と不屈の専門精神を発揮していることを、クライアント様に身をもって実感されました。

最近も、ある外国の事務所から紛争案件の紹介があり、そのクライアント様は、林達劉事務所も含む複数の事務所にヒアリングをして依頼先を決めるということでした。私たちは相談を受けると直ちにチームを編成し、「誰がどの質問に答えるのか、問題点をどのように理解するのか、誰が関連特許を調査するのか、いつまでに結論を出すのか」などについて、それぞれ役割を分担しました。そして、資料を整理し、チームで協力してチェックを行い、プレゼンの要点を何度もリハーサルしました。その結果、クライアント様からの最終的なフィードバックでは、3つの候補事務所の中で、コミュニケーションの円滑さ、対応の迅速さ、的を射た回答及び詳細な提出資料において、林達劉事務所が群を抜いていたということで、ご依頼を決めてくださいました。

事務所のここに至るまでの発展の道のりを振り返ってみると、これまでの長きにわたる連携の中で形成されてきた緊密なチームワークが、各自の長所を活かし、業務成果の正確性と専門性を高める原動力になっていることが分かります。責任者、弁護士・弁理士、翻訳者、秘書のそれぞれが、力を注ぎ、誠意を尽くし、共通の目標に向かって努力してきたことで、これまで持続的に成長し続けることができたのです。

耿 秋: その通りです。林達劉事務所が代理する出願件数はここ数年、特許にしても商標にしても、特に日本市場からの依頼については、常に国内事務所の中でもトップクラスになっています。これは、私たちの初志貫徹の証だと思っています。

陳 傑: 出願だけでなく、事務所が取り扱っている日本企業の知的財産権に関する訴訟案件数も、上位に入っています。「林達劉事務所の得意分野は権利化」という印象をお持ちのクライアント様もおられるかと思いますが、実際には審判や訴訟案件も数多く手がけ、高い実績を上げています。

事務所の初めての権利侵害訴訟は、ブリヂストン様のタイヤのトレッド模様に関する案件でしたが、これは、おそらく中国初のタイヤに関する意匠権侵害訴訟でした。当時、代理人として、大きくて重い被疑侵害タイヤを押しながら法廷に入って開廷審理を行ったのですが、それを記者に見られ、『ブリヂストンがタイヤと入廷』という記事が『法制晚报』など複数のメディアに掲載されたのです。記事には弊所名は記載されず、「株式会社ブリヂストンの代理弁護士」と記載されたのですが、クライアント様の代理人として、その権利を最大限に守ることができたことこそが、私たちにとっては最高の栄誉でした。

張 芬芳: 私も、この案件のことをはっきり覚えています。あの時は、Lindaが訴訟代理人として出廷したのでしたね。この案件を通じて、身をもって訴訟業務を体験したLindaは、日本のクライアント様に紹介する時、自信が顔じゅうに満ち溢っていましたよ。

陳 傑: 初期の案件は全て、魏先生とLindaが私たちを率いてやってくれました。当時、中国の知的財産権の司法保護は、急速に発展していましたが、整備が不十分なところも多く、法律の適用問題の多くが不明確でした。例えば、私たちが初めて担当した商標権侵害訴訟は、商標と企業名称の抵触という厄介な問題を扱ったもので、今では明確な規定がありますが、当時は多くの司法解釈がまだ公表されておらず、裁判所もいろいろ手探りの段階で、複雑で難易度の高い案件でした。魏先生とLindaが自ら代理人を務め、私はアシスタントを担当しました。案件の内容が複雑で、証拠も大量にあり、証拠書類をコピーして装丁するのに、何日も深夜まで作業したことを覚えています。この案件は4回も開廷され、毎回朝から晩まで、ある時は2日連続で行われ、終了した時には外は真っ暗で、裁判所の正門はすでに閉まっていたこともあります。幸いにも、この事件も、全て円満に解決することができました。

何年も後になってから、突然知らない企業から案件の依頼があったのですが、よく調べてみると、なんとあの時の被告企業の紹介だったのです。彼らは、私たちの専門性と真摯な態度を高く評価してくれたのだと思います。このように、相手に敬意を抱いてもらえたケースも少なくありません。クライアント様に満足してもらえ、相手に敬服してもらえることは、弁護士にとっては、最高の称賛だと思っています。



2009年の新年会にて撮影した写真

4. 受け継がれる人材育成と文化継承

張 芬芳: 称賛と言えば、弊所はここ数年、いろいろ表彰していただいており、展示室には感謝状、標章旗、トロフィーなどが陳列されています。肖暉と耿秋は中華商標協会の初代の金メダル代理人に選ばれ、陳傑は知産宝(知財分野で広く利用されているデーターベースであり、IPhouseといわれる)から知的財産トップ50弁護士に二度選出されましたね。

耿 秋: 2019年に私たち2人が初めて商標金メダル代理人に選出され、中華商標協会から専門性を認めてもらえて本当に感激しました。全国でわずか112人でしたし、もっと嬉しかったのは、商標チームがほぼ毎年、優秀商標代理機関に選ばれ、WTR出願と訴訟の両方のランキングに選出され、今年は渉外商標代理機関トップ40にも選ばれました。



初めてのINTA会議(2011年 & サンフランシスコ)

張 芬芳: 商標部は今や、本当に目覚ましい発展を遂げましたね。メンバーも充実し、安定していて、皆がいきいきと仕事を楽しんでいるように見えます。何か秘訣があるのですか。

肖 暉: 実はとてもシンプルなことです。身をもって手本を示して、それが受け継がれているのです。私と秋は、魏先生とLindaから学んだ処世の知恵と、自らが実践するための規範を、一生懸命に次の世代に伝えているだけなのです。2011年に私たちが初めてサンフランシスコで開催されたINTAに参加した時のことを、皆さん覚えていますか。

耿 秋: もちろん覚えていますよ。あの時の記念写真もありますよ。あの頃は、本当に未熟で、会議に参加して何をしたらよいか全く分かっていませんでした。しかし、事務所は経験を積ませるために、あえて私たちを派遣してくれたのです。

張 芬芳: 今振り返ってみると、あの時事務所が勇気を持って私たちに仕事を任せてくれたおかげで、私たちは多くの成長の機会を得ることができました。肖暉が今チームを率いてINTAで活躍する様子は、本当に自信がみなぎり、輝いていますよ。

ところで、肖暉は毎回、異なるメンバーを引率してINTAに行き、クライアント様訪問もこなしていますが、どうして、余裕を持って対応することができるのですか。

肖 暉: 実はとても単純なことなのです。かつて魏先生とLindaが私たちを信じて任せてくれたように、私もチームの仲間を信頼してサポートしながら、できるだけチャンスを譲ることで、一人ひとりが成長できるように心がけています。舞台と育成のチャンスさえあれば、メンバーは自然にどんどんその能力を発揮してくれます。

例えば、私は、日本語でのコミュニケーションは特に問題ありませんが、英語はあまり得意ではありません。欧米のクライアント様を接触することができても、その後の関係の維持には、苦労します。そんな時は

チームの力を借りて、英語グループのメンバーにそのクライアント様の案件を担当してもらい、INTAで英語グループを紹介して、何年もかけて一緒にクライアント様に会い続けることで、クライアント様は私を信頼してくれるよう、私の仲間のことも信頼してくれるようになるのです。

実はINTAに限った話ではなく、私は毎年、何回か日本を訪問していますが、基本的には3人の副部長のだれかやグループリーダーを連れて、彼らが担当しているクライアント様を訪問しています。訪問先の選定、資料の準備から打ち合わせに至るまで、私は常に後方でサポート役に回ることで、他のメンバーが安心して前面に出て活躍できるようにしています。このようなチーム戦略は現在、非常に功を奏していると思います。

責任と役割を仲間に任せることで、彼らは目覚ましいスピードで成長し、仕事にもやりがいを感じるようになります。このような前向きな気持ちは仕事にも良い影響を及ぼし、クライアント様にも良い印象を与え、ワインディングの効果を上げているのです。



2009年の残業写真

張 芬芳:この話を聞いて、とても共感を覚えました。最近、羅振宇氏がテレビ番組『文明之旅』で人生の境地について語っているのを耳にしました。それは、「20代で誰かに導かれ、30代で誰かに使われ、40代で誰かに推されて、50代で誰かがあなたに付き従うようになり、60代で誰かがあなたに教えを請うようになる」という内容でした。私たちが20代、30代の頃、魏先生とLindaのようにチャンスを与えてくれ、いろいろ授けてくれる先導者に出会えたことは、本当に幸運なことでした。

私たちも今、同じように若い世代により多くのチャンスと支援の手を差し伸べていかなければならぬと思っています。信頼して任せることこそが、最良の育成であり、私たちは単なる方法やノウハウを伝えるだけでなく、精神的に支え合い、共に成長する精神を受け継いでいかなくてはならないのです。このような文化の継承は、いかなる業務指標よりも貴重な財産であり、私たちが市場を開拓し続けるための原動力になるのです。



5. 業務モデルの深化と突破で「出願の専門家」から「知財訴訟の専門家」へ

張 芬芳:陳傑が2005年に事務所に入って来た時、魏先生に「知的財産界で名の知られた弁護士になることが目標です」と言っていたのを覚えています。これまでに、弛まぬ努力でその夢を実現させただけでなく、チームを率いて大きな成果を上げることができたのではないでしょうか。

陳 傑:ははは、優秀な弁護士として、法廷で議論を戦わせ、当事者の合法的な権益を守ることは、私が子供の頃から抱いてきたキャリアの目標でした。

ここ数年、私たちの訴訟チームは大きく成長しました。十数年前のことだと覚えていますが、Lindaが特許チームを率いて東京にある大手化学メーカーのクライアント様と面談した時のことです。そのクライアント様は、多くの特許出願をご依頼ください、高く評価してくださっていましたが、無効審判ではセカンドオピニオンのみの依頼で、訴訟はご依頼いただけませんでした。後日、適切な機会に直接理由を伺ったところ、「御所は出願がご専門で、無効や訴訟は得意ではないという印象があります。」と率直な返答があったのです。



林達劉事務所上海オフィス主催の2020年新年会

ています。これが、私がTOP50弁護士に選ばれた主要な理由でもあるのです。難易度の高い営業秘密侵害案件、再審で逆転勝訴した案件、懲罰的損害賠償が適用された案件、馳名商標が認定された案件などでも、私たちは多数の成功例を有しています。

張 芬芳:実際に、弊所は、数多くの日本企業だけでなく、欧米のクライアント様も少なくなく、英語対応可能な弁護士チームも擁し、訴訟案件でもクライアント様に満足いただける結果を出していますね。

陳 傑:その通りです。例えば、フランスのある有名化粧品ブランドの商標案件は、再審で逆転勝訴し、当該案件はその年の最高裁判所の年次報告に選ばされました。また、ドイツの有名な包装メーカーの特許権と商標権侵害案件も担当し、両案件とも全面的な勝利を収めることができました。さらに、スイスのある有名な高級時計ブランドの不正競争案件では、当該クライアント様の50年以上にわたり販売されている主力のクラシックウォッチシリーズは、世界中にハイエンドのユーザー層を有する代表的な製品であり、しばしば模倣の対象となっていました。このウォッチのデザインはかつて意匠権を取得していたのですが、保護期間が満了したため、意匠権に基づく権利行使をすることはできませんでした。私たちの英語チームは、徹底的に調査・検討を行い、この時計の外観が「一定の影響力を有する包装・装飾」に該当すると主張して、不正競争を理由に訴訟を提起しました。この種の製品外観を不正競争によって保護する案件は、難易度が高いですが、クライアント様の多大なサポートを得て、スーツケース2つ分の証拠を収集・準備し、裁判官にこのウォッチの知名度とデザインの独創性を認めてもらうことで、最終的に勝訴を収め、クライアント様に対する権利侵害行為を効果的に阻止することに成功したのです。

張 芬芳:この話をすると、多くのクライアント様から勝訴率の高さの理由について、よく質問されますよ。

このフィードバックを受けてから、魏先生は、訴訟能力の強化を急務とすることを、常に私たちに言うようになりました。魏先生が掲げた目標は、「規模が最大の事務所でなく、質の優れた事務所となること」で、それ以来、私たちは、この目標に向かって弛まぬ努力を続けてきました。私たちが取り扱っている案件数は最多ではありませんが、その品質は、衆目に認められ、これまでに十数件の案件が裁判所や知識産権局から典型事例に選ばれ

陳 傑:「勝訴の見込みが低い案件は引き受けていないのではないか」と尋ねられることもあります。しかし、私ははっきりと「いいえ」と答えています。私たちが案件を引き受ける最大の目標は、勝訴率を保証することではなく、クライアント様の利益を最大にすることなのです。最初は難しさを感じ、勝算が低いと感じる案件もありますが、たとえ1パーセントの可能性しかなくとも、100パーセントの努力を尽くしています。

肖 曜:ここで思い出すのは、魏先生が常々おっしゃっている「自分自身に限界を設けることなく、困難を恐れてはいけない」という言葉です。魏先生ご自身も、これを実践することで、当初は他者から見て難易度が高いと思われた多くの案件において、私たちのために果敢に道を切り開いてくれたのです。例えば、大手家電メーカーのライセンス契約に係る海外送金問題への対応、日本の有名なお茶ブランドの商標紛争事件において先使用権の公証を推し進めることで、最終的に解決に導いた案件、その他いくつかの再審で逆転勝訴した案件などがあります。事務所が数多くの感謝状をいただいているのは、魏先生の数々の画期的な取り組みがあったからなのです。

陳 傑:その通りです。弁護士はひたむきに前進しなければなりません。もちろん、弁護士は万能ではなく、案件は事実と法律に基づいて裁かれるので、百戦百勝を保証できる弁護士はいません。しかし、裁判の基礎となる事実は、立証されなければならず、法律は具体的に解釈され、適用されなければなりません。ここに弁護士の存在意義があるのです。私たちが高い勝訴率を維持できているのは、専門性と真摯な姿勢という2つの要因にあると言えるのです。

弊所には、大きな案件も小さな案件もなく、ましてや弁護士報酬の多寡によって、案件に対する情熱が変わることは決してありません。クライアント様からご依頼された以上、弁護士は最善を尽くし、最後まで戦い抜かなければならないのです。

実は、私が新米弁護士だった頃、私たちが原告側代理人として準備万端で対応した案件で、被告側弁護士は急遽委任されたようで、証拠と立証目的すらはっきり説明できないという状況でした。それにもかかわらず、最終的に裁判所によって、被告側弁護士ですら明確に主張できなかった「先行技術(公知デザイン)による抗弁」が認められて、私たちは、敗訴という判決が下されたのです。私は大きな挫折感を味わい、弁護士という職業そのものの必要性にさえ疑問を抱いたほどでした。しかしその後、私たちの努力によって、再審請求が認められ、判決が覆され勝訴を収めることができ、当該案件はその年の「中国知的財産司法保護50大典型事例」に選ばれ、先行技術抗弁に関する先例として今も大きな影響力を持続けています。

また、証拠を持参せずに出廷したり、開廷前に書類を確認せず、法廷で原本を確認したり、証拠調べの意見が形式的な紋切り型だったりする弁護士に遭遇したこともあります。休憩時間に話を聞くと、「依頼者から



事務所創立20周年のお祝いイベントで撮影した写真

支払われる報酬は、一日分の日当しかないので、事前に証拠を検討することはできない」というのです。このような弁護士は価値ある指摘ができず、私たちが入念に準備した弁論理由が活かせないことすらあります。同僚とそんな話をする時、私たちは周到な準備をしたが、いざ戦ったら相手は全く抵抗することなく、すぐ破滅してしまうように感じてしまうのです。ですから、弁護士の専門性と真摯さは、案件の結果に確実に大きな影響を与えることを肝に銘じておかなければなりません。

張 芬芳:陳傑が言及したこれらの気づきには、私も強く共感を覚えます。ここ数年、私は特許法律部の無効審判担当の代理人と話をする機会が多くありますが、彼らはここ数年無効審判において新規性・進歩性の判断や記載不備に対する審査が厳しくなったこと、数値限定における新規性なしの推定の適用が強化されたことをひしひしと感じているそうです。しかし、優秀なプロの弁理士は、技術と法律に対する確かな洞察力を活かして、クライアント様により良い解決策を提供すべきだと思います。

この2年間、私たちは多くのクライアント様の特許出願に対して、明細書強化サービスを積極的に提供することで、無効審判や訴訟から得られる経験を迅速に明細書の作成に反映させてきました。重要な案件については、最終製品の開発状況や市場競争の変化に応じて、より価値のある特許を取得できるように、特許ポートフォリオにおいて遅延審査と分割出願を戦略的に組み合わせることを、クライアント様に提案しています。無効審判の過程では、技術的効果を立証するための実験データを積極的に追加しています。これらの取り組みは、個々の案件においてだけでなく、クライアント様の知財戦略全体を指導する上で、積極的な役割を果たしていると思います。



6. ニーズに応じて、真に必要なサービスを提供することをクライアント様から学ぶ

張 芬芳:私たちの成果の多くは、実はクライアント様からのご意見やご提案のお蔭だとずっと感謝の気持ちでいっぱいです。先ほど、クライアント様が私たちに対して抱いていたイメージの話をさせてもらいましたが、あれがきっかけとなって、私たちは訴訟分野における弛まぬ努力と情報発信を一層強化するようになりました。

魏先生は常々、「クライアント様は最高の先生である」とおっしゃっています。2016年に司法解釈(二)(特許権侵害紛争事件の審理における法律適用の若干の問題に関する最高裁判所の解釈(二))が公布された時、私たちはちょうど、大阪のある重要なクライアント様を訪問して、その背景や条文について、詳しく解説するPPTを用いて説明させてもらいました。

こちらの説明を終えると、その知財部長であり、古くからの友人でもある方は、「今の説明は、どのような意図があるのですか。私たちに学習させたいのですか。本来あなたたちがすべきことは、私たちの立場に立って、何に注意すべきであるか、どのような影響があるのかを説明することではないのですか。」と率直におっしゃったのです。

その場は気まずい雰囲気になり、通訳をしていた私は恥ずかしさで顔が真っ赤になり、どう訳したらよいのか分からなくなりました。帰国後、私たちは、法律や司法解釈を学び研究することは私たちの任務には違いないけれども、教科書的な説明は海外のクライアント様にとって負担でしかなく、意味がないということを認識して、心から反省しました。

魏先生はいつも、クライアント様からの質問には、回りくどい説明をすることなく、的を射るように答え、まことに直接答えを示し、その後説明を加えるべきだと強調しておられます。

特に現在のように経済環境の不確実性が高まり、クライアント様がコスト管理を強化し、依頼案件に対する実際のリターンにより注目している状況下では、弁護士や弁理士には実質的な提案が期待され、私たちのサービスの正確さと実効性に対する要求も日増しに高まっています。



2024年10月 & 中国杭州のAIPPI総会

耿秋: そういえば、ここ2年ほどクライアント様を訪問する際、私たちはそのニーズに合わせて、商標出願や使用戦略に関する多くの提案を積極的に行っていますが、クライアント様からの反響は非常に良好です。このようなサービスは過去20年以上の業務の中で、相談に対する回答や意見書の提供という形で、個々の案件や特定の商標に対して行うことは多くありましたが、近年は国内外のクライアント様を問わず、個別のアドバイスだけではなく、全ての商

標又はコア商標についての戦略的分析や提案を求められる傾向が強まっています。これは、弁理士にとっては、クライアント様の商標に詳しいだけでなく、その業務内容や業界の特性まで深く理解していることが要求されるので、非常に難易度が高いことなのです。

最初は上海のある製薬企業から、商標戦略報告書の作成を依頼されたことがきっかけでした。私たちはクライアント様が所有する全ての商標を整理し、複数回にわたる訪問によって、既存の計画、直面している課題、競合他社の状況、医薬品商標の特性やタブーなどについてヒアリングすることで、総合分析した上で報告書を作成しました。その報告書は、クライアント様から、非常に高く評価してもらうことができました。

競争がますます激化する中、クライアント様の業務発展と実際のニーズに关心を寄せることで、より親身なサービスを提供できることを実感しています。

張芬芳: 確かに、弁護士や弁理士という視点にこだわることなく、企業全体の運営におけるより深いニーズを理解しなければなりません。そのために、全力を尽くしてクライアント様と深い対話の機会を創出し、クライアント様の事情を自分の課題として捉え、クライアント様の差し迫った問題を解決することが急務なのです。

あるアメリカのクライアント様は、その製品属性によって、市場の潮流に常に追随し、製品の世代交代が極めて速くなっていました。そのため、私たちのチームは時差を克服し、深夜に頻繁にビデオ会議を行って、

クライアント様の研究開発、法務、特許担当者とブレインストーミングを実施することで、多数の製品ラインにわたるIP業務を整理し、必要に迫られてその翌日までに法的見解を提出することも度々ありました。クライアント様の仕事のペースは非常に速く、弁護士や弁理士の英語力、専門知識と多岐にわたる実務経験に対して非常に高い要求が求められました。こうした取り組みにより、明細書作成、FTO、特許商標の日常業務からサプライヤー契約に至るまで包括的なサービスを統括し、クライアント様が中国を含む世界市場において商業目的を達成できるように支援しています。

つまり、私たちがやっていることは、単なる専門的な知的財産権法律サービスではなく、クライアント様のビジネスをよりスムーズに進めるためのサポートなのです。

肖暉:確かに、クライアント様の「市場シェアを確保し、サプライチェーンを安定させ、ブランド価値を維持する」という核心的な商業目標の達成をサポートできこそ、真の戦略的パートナーたり得るのです。現在の全く新しい市場環境において、イノベーションを開拓し、事務所により適した運営ルートを見つけることは、私たちが共に考えなければならない課題なのです。

私たちはもはや、従来のような「クライアント様に言われたことだけをする」という単なる代理モードに留まっていてはいけないので。積極的にアップグレードして、真の「ブランドと核心技術の戦略的パートナー」になることが必要なのです。そのために、より繊細で、よりオーダーメイドされたサービスを提供し、クライアント様と共に成長することが必要なのです。



事務所創立20周年のお祝いイベントでの写真

クライアント様が受動的な「守」から能動的な「攻」に転換するのを助け、最終的に、知的財産がクライアント様の内部において「コストのかかる部門」から「価値を創造するエンジン」に生まれ変われるように後押しすることが必要なのです。このように歩みを進めていくことで、私たちの役割も自然と「手続きの管理者」から、真の「クライアント様の戦略的パートナー」へと昇華していくのです。

もちろん、変革は単に言うだけではなく、既に実践を始めています。例えば今年4月初めに、北京本部と上海オフィスが緊密に連携することで、上海所在の合弁企業に対し集中的な訪問活動を行いました。

張芬芳:このモデルはとても画期的ですが、具体的にどのように行ったのですか。

肖暉:効率は非常に高く、ポイントは入念な事前準備にありました。チームは丁寧な調査に基づき、訪問予定の各企業の知的財産保護における問題点を正確に把握しました。訪問では、通り一遍な話だけではなく、各企業に合わせてカスタマイズされた「一企業一策」の保護ソリューションを持参したのですが、それはまさに各企業が最も切実に必要としているものだったのです。

張芬芳:効果のほどは如何でしたか。実際に実行できましたか。

肖暉:とても効果的でしたよ。フェイス・トゥー・フェイスのコミュニケーションで、私たちは強力な連携の形をはっきりと示し、北京チームは有効な戦略サポートを提供し、上海オフィスは現地で、ソリューションの迅速な対応を保証したのです。訪問した企業の60%以上がその場で私たちの提案を受け入れてくれ、残りの企業も引き続き検討することを明らかにしてくれました。この事例から、カスタマイズされた核心を突いたソリューションを、現代の企業が切実に必要としていることがよく分かりました。

陳傑:このモデルは、弁護士業務でもずっと実践しています。例えば、上海で開催されている展示会で権利侵害紛争が生じた場合の訴訟証拠保全、工場において先使用権の証拠保全が必要な際には、北京本部と上海オフィスが協力することで、最速かつ最高の効率でクライアント様に満足してもらえる結果を実現しています。つい先日も、上海オフィスのメンバーが、上海国際展示センターで開催された展示会で、被疑侵害製品の証拠保全を行って、その成果を北京本部が担当している訴訟案件で活用したことがありました。このような一体化の連携により、クライアント様に、今までになかった深さと広がりのあるサービスを提供することができるようになりました。



7. 本部を支え、現地に根ざすことで、深まるクライアント様との絆

肖暉:これはまさに、次に紹介したい重要なポイントです。私たちは海外市場で確固たる基礎を構築し、高い評価を得て、多くの企業の本社にサービスを提供してきました。しかし近年、外国企業の中国における「現地化」という新しい傾向が見られるようになってきました。外国企業が中国市場に深く根を下ろすにつれて、中国関連の知財業務に関する決定権や提案権が、現地の中国子会社に次第に移管されるようになってきました。そのため、海外本社、中国子会社、そして私たちの三者間でのコミュニケーションが必要となる案件が急増して、無効審判、異議申立、取消審判などの案件では、証拠収集や戦略策定について、複数の当事者によるオンライン又は対面での協議が頻繁に行われるようになったことで、私たちは、調整能力、対応速度と文化への理解力に対して、これまで以上に高くて、新しい要求が突きつけられるようになっています。

張芬芳:では、私たちはこの変化にどう対応すればよいのでしょうか。

肖暉:海外本社との長年にわたる協力関係によって築き上げてきた深い信頼関係こそが、私たちの最大の強みです。将来的に真摯に検討して、拡大すべき方向性は、この信頼関係をより一層発展させ、その中国現地法人に対しても、同様に包括的で効率的な知財保護ソリューションを提供していくことです。

耿秋:実際に、魏先生とLindaは2012年、多くのクライアント様からの要望によって、上海オフィスを設立しました。そこには二つの大きな目的がありました。一つは、日本や欧米企業の中国子会社、特に長江デルタ地域に進出している外資系の企業や工場をしっかりとサポートし、ひいては海外本社へのサービスを向上させることであり、もう一つは、中国国内企業の特許、商標と法務関連の案件の開拓に尽力することでした。

それ以来今まで、外資系子会社及び中国国内企業に対して、上海オフィスと本部は連携して、特許・商標の出願、無効審判、行政取締り、訴訟に加え、著作権登録、展示会における公証・取締り、先使用権の公証、公然実施の公証などの知的財産の権利化と権利保護に関するサービスを提供するだけでなく、会社設立、契約紛争、広告コンプライアンス審査といった総合的な法律サービスも提供してきました。



2015年の内部会議中の写真

さらに、2017年には蘇州工業園区内に蘇州オフィスを設立し、長江デルタ地域における多くの潜在能力を秘めたバイオ医薬、医療機器、ナノ材料、人工知能などの分野の企業に対し、特許の掘り起こし、明細書作成、出願と研修などのサービスを提供しています。

特にここ7、8年は、中国国内企業が海外事業を積極的に拡大させているため、外国関連の特許・商標出願や紛争案件が増加の一途を辿っています。私たちが涉外案件を通じて接触した各国の事務所はこれまでに、緊密なパートナーとなっています。中国国内企業の案件を処理するために、専門性が高く、品質が優秀で、価格が適正な海外事務所を見つけ、適切に連携することも、市場開拓におけるもう一つの重要な側面となっています。

ちょうど今月、提携しているインドネシアの事務所から朗報を受け取りました。上海に本社を置くある有名家電メーカーの商標がインドネシアで先取り登録されたので、それに対して提起していた取消訴訟が第一審、第二審ともに勝訴を収め、さらに最終審判では、クライアント様の商標が複数の国で登録されている馳名商標であり、原審被告の商標登録には悪意があり、取消すべきであると、明確に認定されたのです。この判決を受け、クライアント様に大変喜んでもらえました。



8. イノベーションに終わりなし：権利保護から価値創造へ

張 芬芳：ここで、特許分野の最近の動向にも触れておきましょう。副所長の岳紅傑弁理士が日本出張から戻ったばかりですが、彼女は最近、クライアント様に「特許審査が以前より厳しくなっている」と伝えるだけでなく、戦略的な視点からクライアント様に考えを促す必要があることをずっと強調しています。具体的には、明細書作成段階、各国への移行段階、審査中間段階、さらには無効段階において、クライアント様は、一体何をすればよいのか、どのような重要な節目で、どのような問題を考慮すべきなのかを明確にすることが必要だということです。林達劉事務所は、このような高い視点で代理人を育成し、目の前の「作業」に没頭するだけでなく、全体を見渡せる思考能力を持てるようにしなければならないのです。

陳 傑：経済発展と知財制度の成熟に伴い、クライアント様のニーズも絶えず高まってきていることをはっきりと感じ取ることができます。数年前まで、クライアント様企業の知財部門は、特許出願に重きを置き、権利行

使における課題は模倣品対策、権利侵害対策や商標・意匠の権利侵害案件への対応が中心でした。しかし近年、企業の競争力が向上するにつれ、発明特許の権利侵害案件が増加の一途であることに加え、ますます多くの企業が知的財産の活用と金融化に関心を寄せるようになっています。多くのクライアント様が、特許の保有件数よりも、それらの特許を使いこなすことで、収益を生み出すことに重きを置き、活用過程において、どうすれば実際に有効な特許を取得できるかをさらに考えるようになってきています。

国の政策も同様です。保護の強化に加え、その活用の促進が重要な側面となっています。大学や科学研究所における特許の産業化率は向上し、特許に関連する中国における技術契約の成約額は8000億元に達しました。

知財専門の代理事務所及び法律事務所として、この取引全体において重要な役割を果たすべきなのです。特許の掘り起こしや出願段階で基礎を固め、クライアント様が有効な権利を確実に取得できるようにサポートするだけでなく、クライアント様のために特許の価値評価、取引先の開拓、交渉、契約書の作成及び技術移転の手続きの代行などによって、クライアント様が知的財産を経済的効果に転換させるのを協力することができます。

もちろん、各クライアント様は様々な業界、様々な発展段階にあり、そのニーズも必然的に異なっています。林達劉事務所はクライアント様に寄り添う仕組みを構築し、定期的にフォローアップ訪問を実施し、その知財保護に関する動的なニーズを把握し、タイムリーに最新の提案とサービスを提供することができるのです。

肖暉: そうですね。今年5月、サンディエゴで開催されたINTA会議に参加した時、多くの同業他社が既にIP融資関連サービスの提供を開始していることに気づきました。これは、知的財産の価値を深く掘り下げ、金融化によって運用することが世界的なトレンドになっていることを示しています。私たちは常に鋭敏な感覚を持ち続け、学び続けることで、常にクライアント様のニーズの一歩先を行かなくてはならないと痛感しました。

張芬芳: 時間の経つのは本当に早いもので、私たち4人の対話は、20年前の若かりし日々から、いつの間にか未来を見据えた戦略的な青写真に移ってきました。この道のりを振り返ってみると、一緒に、一つひとつ具体的な案件を処理することから、事務所全体の戦略的な方向性を考えることで、姉妹のような深い絆から、戦友としての深い暗黙の了解に成長してきたのです。

業務の成長と発展は、壮大な経営命題のようなものです。しかし、その複雑な殻を打ち破ってみると、その中心には、20年間変わることなく守り続けてきた人に対する誠実さ、専門分野への畏敬の念、チームへの信頼とイノベーションへの探求心があることが分かります。



2014年の新年会で撮影した写真

私の4人の姉妹、そして私たちの物語に耳を傾けてくださった全ての皆様に心から感謝します。20年の歳月は、私たちの青春を余すことなく刻み、事務所の確かな成長の歩みの証にもなっています。これは終着点ではなく、新たな出発点です。私たち四姉妹と、私たちが愛するこの事務所の物語は、これからも続していくのです。



後書き：

この温かく心のこもった対談を読み終え、「2005年入所組」の同期の四姉妹と共に、事務所の20年にわたる成長の道のりを一緒に歩いていただけましたでしょうか。彼女たちは未熟な頃から独り立ちするまで、常に誠実さ、専門性と協働の精神をもって、事務所の発展の強固な基盤を築き上げてきました。

創業期のクライアント様との「大試験」に直面した時、訴訟分野で飛躍を果たした時、人材育成において信頼して任せた時、「出願の専門家」から「戦略的パートナー」へと変貌を遂げた時、そして未来を見据えた業務への思索においても——その一步一步が、眞の業務の成長とは、単なる案件数や受賞歴の積み重ねではなく、「互いを高め合い、イノベーションを恐れず、常に前進し続ける」という精神の継承であることを物語っているのです。

20年という新たな出発点に立って、彼女たちの物語は今後もまだ続いていきます。そしてそれは、いつも初心を忘れず、専門性を礎にして、未来を築くために、全ての林達劉人を奮い立たせるものなのです。



食品分野の用途特許に関する一考察

——クレームの特別性及び侵害判断について

北京林達劉知識産權代理事務所

中国弁理士

段 然

【要約】

近年、食品分野の特許出願件数が大幅に増加している。その中でも、特に食品用途発明について、如何にして法律違反問題をより良く回避し、権利行使しやすい特許を取れるかという課題が広く注目を集めている。本稿では、中国における食品分野のユースクレーム設計の戦略と侵害判断の現状について、法律の規定、権利化及び権利行使の観点から検討する。

【キーワード】

食品 新規な機能 特許出願 ユースクレーム



中国では1993年1月1日以降、食品、飲料、調味料が特許の保護対象に含まれるようになった。近年、食品産業の急速な発展と健康食品や機能性食品に対する消費者の需要の高まりに伴い、食品分野における特許出願件数は大幅に増加している。

この30年余りを振り返ると、中国の食品分野の特許審査は全体的に厳しくなっていると思われる。2007年から2009年までの間に行われた食品分野の特許出願は、約50%が特許を受けた¹。それ以来、特に近年、食品分野の特許出願の登録率はかなり低下し、他の分野と比較しても低いものと言える。登録率低下の理由としては、審査における発明の進歩性判断が厳しくなり、中国食品安全法及び特許法5条に関する審査が強化されていることが挙げられる。

さらに、食品分野の特許出願のうち、通常の物の発明や製法の発明に加え、既知の物質や組成物の新規な機能に関する用途発明(即ち「機能性食品の新規な機能に関する用途発明」)も年々増加している。例えば、文献研究²によれば、腸内環境、メンタルヘルス、免疫機能、体重管理などに関する特許出願が大幅に増加しており、機能性食品の市場規模は2032年になると、6,000億米ドル近くに達すると予測され、この分野がホットであり続いていると考えられる。

¹中国の食品分野の特許出願書類の現状と作成、劉曉娜、肉類研究[J]、2018年、第28巻、第03号

²尹新天、『中国特許法詳説』[M]、北京：知識財産出版社、2011年

新規な機能に関する食品用途発明は、特許を受けるために、発明適格性、新規性及び進歩性、産業上の利用可能性を満たさなければならず、さらに、審査において、他の法律に適合するかについても判断される。ここで言う「他の法律」とは、主に中国食品安全法のことである。

上記の状況を踏まえ、本稿では主に、機能性食品の用途発明に関して出願人が特に关心を持つクレームの書き方について考察する。また、潜在的なリスクの回避、特許出願の品質向上に関して、実務経験に基づいた提言も行う。

1. 食品分野のユースクレームと中国特許法5条について

以前、外国及び中国の出願人による特許出願に食品発明と医薬品発明の両方が書かれていることが一般的であった。しかし、現在の審査運用（中国特許法5条に関する審査が厳しくなった運用）では、このような書き方を採用した出願は審査において難航するものと思われる。



中国特許法5条1項には、「法律、社会道徳に違反し、又は公共の利益を害する発明・創作に対しでは、特許権を付与しない」と規定されている。

この規定は、正常な社会秩序を乱したり、犯罪を引き起こしたり、その他の不安定要因につながる可能性のある発明・創作に特許権が付与されることを防止することを目的としている³。

実務運用において、中国特許法5条に基づく審査では、特許出願が食品安全法の規定に適合するかどうかが主に考察される。食品安全法には、「食品には治療を目的とする物は含まれない」こと（150条）、「疾患の予防、治療機能に言及してはならない」こと（71条）が明確に規定されている。したがって、同じ物質や組み合わせに関する出願に食品発明と医薬品発明の両方が含まれることは通常許容されない。

1.1 許容される「新規な機能」の範囲

機能性食品の新規な機能を用途発明として中国に特許出願するに当たり、中国特許法の観点から、この「新規な機能」が法5条に違反するかを検討すべきである。

原則として、食品の新規な機能は疾患の予防や治療に関わるものでない限り、特に制限はなく、法5条に適合するものと考えられる。一方、実務運用においては、特許出願における「新規な機能」が疾患の治療や予防に関わるかについてはどのように確認・判断するかが問題となる場合が多い。例えば、貧血、血圧、血中脂質、血糖などに関する機能は、非治療機能と治療機能の境界が曖昧な部分がある。

³The global patent landscape of functional food innovation, Maima Matin et.al, Nature Biotechnology[J], volume 42, pages 1493–1497 (2024)

したがって、法5条違反を回避する観点から、クレーム作成時に、「健康食品に表示可能な保健機能目録(非栄養補助食品)2023」(以下、「目録」という。)に掲載されている機能及び表現を使用することはお勧めである。この目録には「健康食品」に表示可能な「機能」が明示されているため、食品の用途発明に関する特許出願において、これらの機能的表現を使用することで、特許を求める発明が健康食品のみに関するものであることは明確になり、疾患の治療や予防との区別が可能となる。

健康食品に表示可能な保健機能目録〔非栄養補助食品〕(2023)

番号	保健機能名
1	免疫力向上に役立つ
2	抗酸化に役立つ
3	記憶力改善を支援する
4	視覚疲労の緩和
5	のどの快適さを保つ
6	睡眠改善に役立つ
7	体の疲労の緩和
8	耐酸欠
9	体内脂肪調節に役立つ
10	骨密度改善に役立つ
11	鉄欠乏性貧血の改善
12	ニキビ改善に役立つ
13	肝斑改善に役立つ
14	皮膚水分状況の改善に役立つ
15	腸内の菌群調節に役立つ
16	消化に役立つ
17	便秘の解消に役立つ
18	胃粘膜の保護を支援する
19	血脂(コレステロール／トリグリセリド)の健康レベルの維持に役立つ
20	血糖の健康レベルの維持に役立つ
21	血圧の健康レベルの維持に役立つ
22	化学性肝臓損傷に関する補助的な保護効果
23	電離放射線被曝に関する補助的な保護効果
24	鉛の排出に役立つ

なお、上記「目録」に記載された機能はあくまでも、「健康食品」の機能表示を適正化するためのものにすぎず、機能性食品の新規な機能を制限するものではない。そのため、特許出願において、上記「目録」に記載の機能だけではなく、疾患の予防・治療機能でないと明確に判断できる他の機能も主張できると考えられる。

例えば、食品の新規な機能に関する用途発明として、下記の登録特許が挙げられる。

公報番号	メインクレーム	備考
CN115956681B	補助的な骨関節保護作用を有する食品を製造するための機能性栄養組成物の使用…	「補助的な骨関節の保護」機能は現在の「目録」に記載された機能ではない。
CN119999922B	腸の発達を促進し、腸の分泌及び／又は栄養吸収を改善するための非治療目的の栄養組成物の使用…	「腸の発達を促進し、腸の分泌を改善する」機能は現在の「目録」に記載された機能ではない。
CN119949517B	脳の発達を改善し、神経及び／又は認知の発達を促進するための非治療目的の栄養組成物の使用…	「脳の発達を改善し、神経及び／又は認知の発達を促進する」機能は現在の「目録」に記載された機能ではない。

以上より、機能性食品の用途発明において、法5条違反を回避する観点から、上記「目録」に記載されている機能的表現を用いることが推奨される。また、発明が「目録」に記載されていない機能に関わる場合、その機能の説明について、「目録」と同様の表現を用いて定義することが考えられる。このような対策により、法5条違反と指摘される可能性をある程度低減させることができるとと思われる。

1.2 クレームにおける適用対象の記載について

機能性食品の「新規な機能に関する用途発明」について、一般的には、特許請求の範囲において適用対象を規定することは求められていない。必要に応じて、明細書に記載すればよい。

一方、「新規な機能」である何らかの改善作用には、症状の改善機能と重複があったり、明細書に患者に関する記載があったりするような特別な状況がある。このような場合、クレーム発明が疾患の予防・治療に

関するものであると問われる可能性がある。そこで、疾患の予防・治療機能と区別するために、クレームにおいて特定の疾患患者を除外する必要があると思われる。

次の事例[1]を参照しながら説明する。

事例[1]

拒絶査定の対象となったクレームは下記のとおりである。

「【請求項1】老化による心身機能の低下を原因とするうつ症状を改善する機能性食品組成物又は保健用食品組成物を製造するための、…、アラキドン酸及び／又はアラキドン酸を構成脂肪酸とする化合物を含む組成物の使用であって、…」

不服審判通知において、「本願の特許請求の範囲及び明細書に記載されている『老化による心身機能の低下を原因とするうつ症状』には、健常者のうつ状態とうつ病患者のうつ状態の両方が含まれるため、食品、健康食品について疾患の予防又は治療機能を記載してはならないという食品安全法の関連規定に違反する」とされている。

出願人は特許請求の範囲(及び明細書)を補正し、うつ症状を「非うつ病患者の」うつ症状に限定することで、食品・健康食品の用途から疾患の予防・治療機能を除外した。これにより、上記拒絶理由が解消し、最終的に拒絶査定が取り消され、権利化した。

登録クレームは次のとおりである(抜粋)。

「【請求項1】非うつ病患者の老化による心身機能の低下を原因とするうつ症状を改善する機能性食品組成物又は保健用食品組成物を製造するための、…、アラキドン酸及び／又はアラキドン酸を構成脂肪酸とする化合物を含む組成物の使用であって、…」



この事例において、上記指摘を受けた主な理由は、明細書には組成物の適用対象としてうつ病患者も記載されており、疾患の予防・治療用途と、他の非予防・治療用途が明確に区別されていないことがあると考えられる。

ここで、「特定の疾患患者を除外する」とは、当該「新規な機能」に関係する疾患患者を除外することである。例えば、事例[1]では、クレーム発明における機能がうつ症状の改善であり、うつ病患者が関わる。「新規な機能」に関係しない他の疾患患者については、除外する必要はない。

また、上記事例[1]に関連して、疾患の予防・治療との関連性を実質的に回避するために、実務において、ユースクレームに「非治療目的」を明示的に記載することも一策になると考えられる。

2. 新規な機能に関する作用機序の記載について

機能性食品の「新規な機能に関する用途発明」について、明細書において、新規な機能の作用機序を記載する場合がある。作用機序をユースクレームに記載することが新規性及び進歩性の判断に寄与するかということについては、一概に断言することができないと思われる。

(1) 先行技術には、本願発明と同じ物質の記載があっても、同じ機能の記載がない場合、特許出願のユースクレームにおいて作用機序を規定することで、先行技術との差別化を図ることができ、進歩性判断に寄与する。

(2) 先行技術には、本願発明と同じ物質及び同じ機能の記載がある場合、ユースクレームに作用機序を書き込んで、既知物質の既知機能の作用機序であると判断されるため、ユースクレームの新規性及び進歩性に寄与するものではない。

上記(1)及び(2)のパターンでは、医薬分野における新規用途発明(第二医薬用途発明)における進歩性判断とほぼ同じ扱いである。そのため、医薬分野の特許出願の判断方針は、食品分野にも適用できる。



上記(1)及び(2)に比べて、以下の(3)は比較的複雑であり、実状に基づいて判断すべきである。

(3) 先行技術には、本願発明と類似する物質及び類似する機能の記載がある場合、作用機序を規定することが進歩性主張に有用であるかについては、ケースバイケースで判断すべきである。以下に例を挙げて説明する。

事例[2]

1回目のOA応答時にクレームは下記のとおり補正された(抜粋)。下線部は補正で追加された構成である。

「【請求項1】腸内の健康状況を改善するための食品の製造における機能性栄養組成物の使用であって、前記組成物は、ホスファチジルセリン及びポストバイオティクスを含み、…前記腸内の健康状況の改善には、補助的な胃腸粘膜の保護、腸の蠕動運動の促進、及び腸の杯細胞の数の増加による腸の炎症の改善が含まれる…ことを特徴とする使用。」

2件の引用文献はそれぞれ、ホスファチジルセリンとポストバイオティクスの両方が腸の健康改善効果を有することに言及しているものの、腸の炎症の改善までは具体的に言及していない。このように、引用文献における物質及び機能は本願のものとは同じではないが、ある程度似ている。

拒絶理由において、腸の健康改善への上記2つの物質の組み合わせの使用は自明であり、下線部の追加構成(作用機序)が本質的には臨床的知見であり、この構成の導入がユースクレームの進歩性に寄与し

ないとされている。この結論に至ったのは、引用文献から、本願の物質と報告された機能との関連の予測可能性が高いと判断されたからであると推測される。

以上より、作用機序の規定による進歩性への貢献は、個別に分析する必要があると思われる。なお、ユースクレームに作用機序の規定が含まれることは、進歩性判断に有用であるケースもあるが、権利行使、侵害判断におけるオールエレメントルールの原則を考慮すると、作用機序の導入により侵害立証の困難性が高まる可能性があることにも留意すべきである。よって、作用機序の導入については、慎重に取るべきである。

3. ユースクレームの表現上の相違について

機能性食品の「新規な機能に関する用途発明」の場合、ユースクレームは書き方によって、一般的なユースクレーム（以下、「一般タイプ」という）とスイスタイプクレーム（以下、「スイスタイプ」という）に分けられている。

物質Aの新規な機能に関する用途を例にする。食品分野において、ユースクレームには下記2通りの書き方がある。

（パターン1）血糖健康維持食品を製造するための物質Aの使用。＝スイスタイプ

（パターン2）血糖の健康を維持するための物質Aの使用。＝一般タイプ

3.1 2タイプのクレーム範囲



上記2つの書き方では、クレーム範囲に大きな差はないと思われる。

一般的なユースクレームの場合、中国特許法25条に規定する不特許事由（疾患の診断及び治療）に該当する可能性があり、それを回避することはスイスタイプクレームの最初の目的である。よって、2タイプのクレーム発明がともに食品分野の発明である場合、書き方の違いにより、実質的なクレーム範囲

が大きく変わることはない。上述した書き方のいずれも、健康的な血糖維持機能を有する食品への物質Aの使用がクレーム範囲であると考えてよい。

3.2 2タイプの侵害判断

上述したように、上記2つの書き方では、クレーム範囲に大差がないが、侵害判断の場合には微妙な違いが存在する。

北京市高等裁判所の「特許侵害判定指南（2017）」114条には、「用途発明特許について、特許権者は、被疑侵害者による被疑侵害品の製造、使用、販売、販売の申し出、輸入が当該特許の特定の用途のためであることを立証しなければならない。」と規定されている。

また、ユースクレームは方法クレームである。中国特許法11条によると、方法クレームの製造方法については、特許の効力範囲はこの方法により直接得られた物まで及ぶ。

1)スイスタイプクレームの場合、A物質を含有する血糖維持効果向け食品の製造行為は特許の実施に該当する。また、前述のとおり、スイスタイプクレームは物の製造方法として解釈できるため、上述した中国特許法の規定から、この製造方法により直接得られた物の販売に対しても権利行使できると考えられる。

このような場合について、医薬分野におけるスイスタイプクレームを含む用途発明に関する侵害判例も参考することができる。

事例[3]

Hunan Warrant社らとSANHOME社との発明特許権侵害紛争に関する二審民事判決((2020)最高法知民終1156号)

この事件において、SANHOME社の所有する特許(第ZL200510083517.2号)のメインクレームはスイスタイプクレームであり、請求項1は「【請求項1】寄生虫感染を阻止する医薬品の製造におけるOrnidazole Levo-の使用」というものである。

中国最高裁判所は次のように判示した。

「審理により、次の事実が明らかになった。最高裁判所による(2020)最高法知行終476号判決は、第200510083517.2号特許(SANHOME社所有)に関する有効審決を認めている。また、SANHOME社は、当該特許に基づいて、被疑侵害品の製造、販売、販売の申し出を行ったHunan Warrant社らの行為が侵害に当たるとして、原審裁判所に提訴した。

原審裁判所は、「Hunan Warrant社の被疑侵害医薬品の説明書に、『【医薬品名】Ornidazole Levo-錠。【成分】本剤の有効成分はOrnidazole Levo-である。【適応症】完了しているOrnidazole Levo-の臨床試験データに基づき、Ornidazole Levo-は、感受性嫌気性細菌および膣トリコモナス原虫の感染による感染症の治療に用いられる。このような感染症には、1.歯周炎、根尖性歯周炎、歯冠周囲炎などの口腔感染症;2.トリコモナス膣炎が含まれる。』と記載されている」事実を踏まえ、Hunan Warrant社らに対し、①侵害差し止め及び②SANHOME社への損害賠償を命じる旨の判決((2019)沪73知民初607号民事判決)を言い渡した。



本件の証拠によれば、Hunan Warrant社らが製造、販売、販売の申し出を行った被疑侵害製品には、嫌気性細菌及び原虫による感染症に対する治療用途が明記されている。したがって、両社に対し侵害差止を命じた原審判決は相当である。」

2)一般的なユースクレームの場合、A物質を含有する維持血糖効果向け食品の製造行為に対しては権利行使できるが、用途の一般的な規定となっているため、販売行為への権利行使が認められない可能性がある。

中国において、機能性食品の「新規な機能・用途」に関する一般的なユースクレームとスイスタイプクレームは、クレーム範囲には大きな差はないと思われる。特許審査の観点では、スイスタイプクレームの場合、特許の保護対象外と疑問視される可能性は低くなると思われる。一方、PCT国際出願を行う場合、出願希望国の実務に応じて適切な書き方を決めることが考えられる。これは、クレームの補正にかかる費用の節約にもつながる。

以上のとおり、食品分野のユースクレームの権利化中に遭遇しうる問題点を取り上げ、権利行使の観点からクレーム設計の方策を考察した。実務において、このようなクレームが登録になれるかは、明細書中の効果を裏付ける実験データに大きく依存するが、クレームの適切な手当は、妥当なクレーム範囲の権利化、出願人の利益の最大化、権利行使の円滑化に役立てると思われる。



商標の使用が商標の権利付与・権利確定及び侵害抗弁に果たす役割

北京魏啓学法律事務所

中国弁護士 商標弁理士

王 艷

はじめに

商標の使用は、商標法体系における核心的な概念であり、商標権の取得、維持及び権利侵害判断に直接関わるもので、企業のブランド戦略において極めて重要な意義を有している。近年の商標法改正の動向を見ると、商標の使用を重視する傾向が一層強まっていることが明らかである。例えば、2019年改正の『商標法』第4条には、「商標の登録出願は使用に基づかなければならず、使用を目的としない悪意による商標登録出願は拒絶される。」と明確に規定されている。また、『商標法(改訂草案)』(意見募集稿)には、「商標の使用許諾義務」や「商標使用状況の説明」といった制度が新設され、商標の使用義務が一段と強化されている。このように、商標の使用が商標法の実務においてますます重要な役割を果たすようになっていくことが分かる。本稿は、現行の法律規定及び関連事例を踏まえ、商標の使用が商標の権利付与・権利確定及び侵害抗弁において果たす具体的な役割について考察し、商標法の実務に有益な参考を提供するものである。



1. 商標の使用とは

商標の使用の役割を検討する前に、まず「商標の使用」とは何を意味するのかを明確にしておく必要がある。『商標法』第48条は、「商標の使用」について、「商品、商品包装又は容器及び商品取引文書、又は宣伝広告、展覧及びその他の商業活動において商標を使用し、商品の出所を識別する行為のことを言う。」と定義している。この定義から明らかなように、商標の核心的な機能は、商品又は役務の提供者を識別することである。例えば、ある商標の使用行為が、商標と商品又は役務の提供者との間に関連性を形成できない場合、その行為は、法的意味における商標の使用とは認められない。さらに、商標の使用は、商標権を維持するため象徴的に行われることではなく、真実かつ善意の商業目的に基づくものでなければならず、その使用行為には連續性と安定性が求められる。使用の形態としては、商標を商品やその包装や容器に直接付すほか、契約書や請求書などの取引文書における表示、広告宣伝、メディア活動及び展示会などのマーケティングやプロモーションの場面における使用も含まれる。

また、第35類役務における商標の使用行為は、特に強調しなければならない。第35類には、広告、マーケティング、商業管理など、企業の経営と密接に関連する役務が含まれている。しかしながら、広告や販売促進などの活動において商標を使用することが、第35類における商標の使用に直ちに該当するわけではな

いことは、多くの商標出願人に誤解されている。実際に、企業が自社商品を販売するか、又は自社商品を販売するために広告宣伝を行うか、又は事業活動の展開や自社の経営管理を強化するために日常的な企業管理や商業分析などを行う場合に商標を使用したとしても、これらの行為は、第35類役務における商標の使用行為には該当しない。第35類役務の特徴は、「権利者自身の業務上の需要のために行われる行為ではなく、他人のために供される役務」である点にある。たとえば、企業が自社商品のプロモーション過程で、自社商品の商標を広告宣伝に用いた場合、当該商標によって形成された「商品提供者」との対応関係は、「広告役務の提供者」との対応関係ではない。したがって、このような使用行為は、広告役務(第35類)における商標の使用行為には該当しない。

2. 商標の使用が商標の権利付与・権利確定において果たす役割

商標の権利付与・権利確定段階において、「商標の使用」は商標専用権を取得するための重要な基礎になっている。固有の識別力を欠く標章であっても、使用によって「後天的な」識別力を獲得しさえすれば、登録要件を満たすことができる。一方、すでに登録された商標は、継続的な使用によってその知名度が高まることで、より広範な保護範囲が認められることがある。また、未登録商標であっても、実際に使用されていれば、一定の条



件下で『商標法』に基づく保護を受けることができる。このように、商標の使用は、商標の権利付与・権利確定の体系において極めて重要な役割を果たしている。続いて、『商標法』第11条、第13条、第15条及び第32条と結びつけて、商標の使用が商標の権利付与・権利確定において果たす役割について、詳しく分析する。

(1)「登録できない」から「登録できる」へ

『商標法』第11条第1項には、識別力を欠く標章は商標として登録できないと、明確に規定されている。識別力は、商標が登録されるための必須条件の一つであり、多くの標章は、商標としての固有の識別力を最初から有しないため、生産者・経営者を識別する機能を十分に果たせない。しかし、商標の識別力は一定不变のものではなく、変化し得るものである。もともと識別力を欠く標章であっても、永久に登録できないというわけではなく、逆に、すでに登録された商標であっても、その識別力が永久に維持できるとは限らないのである。そして、商標の実際の使用こそが、その識別力に変化をもたらす主要な原因なのである。『商標法』第11条第2項には、「前項に掲げる標章が、使用によって識別力を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。」と規定されている。このことから、商標の識別力は、使用によって後天的に獲得されるものであることが分かる。

商標実務において、商標出願時に「識別力を欠く」という理由で拒絶査定された場合、出願人は不服審判を請求し、かつ大量の商標の使用証拠を提出することで、当該商標が使用によって商品の出所を識別でき

る識別力を獲得したことを立証して、拒絶理由を克服することができる。実務経験によれば、このような案件においては、使用証拠に対する要求レベルが非常に高く、通常は馳名商標の立証レベルに匹敵するとみなされている。たとえば、テンセントの音声商標「滴滴滴滴滴滴」(音訳: didididididi)に係る拒絶査定不服審判事件¹において、テンセントは大量の証拠資料を提出することで、QQソフトが極めて広範なユーザー層を有し、関連公衆において非常に高い知名度を有しているという事実を証明した。これらの証拠資料には、同社の数年来の年次報告書、中国国家図書館における検索文献、専門コンサルティング会社が発表した『中国インスタントメッセージ研究報告書』などの業界レポート、商標「QQ」が複数回馳名商標に認定された記録、QQソフトが「単一のインスタントメッセージプラットフォーム上における最多オンラインユーザー数」のギネス世界記録を達成した証明書及び関連報道などが含まれた。本件係争音声商標は、QQソフトで新しいメッセージを受信した時のデフォルト通知音であり、QQソフトの利用者は、当該通知音に必ず接することになるため、QQソフトの知名度は、当該通知音の知名度にもある程度直接反映されていると言える。当該音声商標が単一の音声要素「滴滴」のみで構成されていることで、関連公衆は通常容易に商品又は役務の出所を識別する標章として認識できないため、『商標法』第11条第1項第3号に規定の「識別力を欠く標章」に該当すると認定されたが、テンセントが長年にわたり継続的に使用してきたことで、当該音声商標はすでに役務の出所を識別する役割を備えるようになっており、『商標法』第11条第2項の規定に基づき、登録を認めるべきだと判断された。



本件において、裁判所は、使用によって識別力を獲得した商標の審査に対して、「商品・役務の項目の特定化」の原則に従うべきであることをさらに明確にした。すなわち、使用による識別力の獲得を判断する過程において、一般化判断や部分的なことから全体を判断してはならないことを明確にした。テンセントの音声商標「滴滴滴滴滴滴」は、インスタントメッセージソフトウェアにおいて長期間にわたり使用されてきたことで、識別力を備えるようになった。当該音声商標の指定役務のうち、「情報伝達、オンラインフォーラムの提供、コンピュータによる情報・画像の伝送、インターネットチャットルームの提供、デジタルファイルの転送、オンラインギーティングカードの送信、Eメール」などは、いずれもインスタントメッセージソフトウェアと密接に関連しており、そのソフトウェアプラットフォーム上で提供される役務に該当するので、これらの指定役務において、当該音声商標は識別力を有していると認定できる。しかしながら、当該音声商標は指定された「テレビ放送、通信社、電話会議サービス」という3つの役務において使用されておらず、当該3つの役務においても識別力を有すると認定する場合、使用によって識別力を獲得したという事実と一致せず、出願商標を不当に出願登録したということになりかねない。このことから、商標の識別力の獲得は、使用によって初めて成立するものであり、登録が認められる指定商品又は役務の範囲も、実際に使用されている商品

又は役務に限定されるべきである。ある商品に大量に使用され、識別力を獲得したとしても、必ずしも当該識別力がその商品にまで及ぶわけではない。

(2)「区分を超えた保護」の基礎

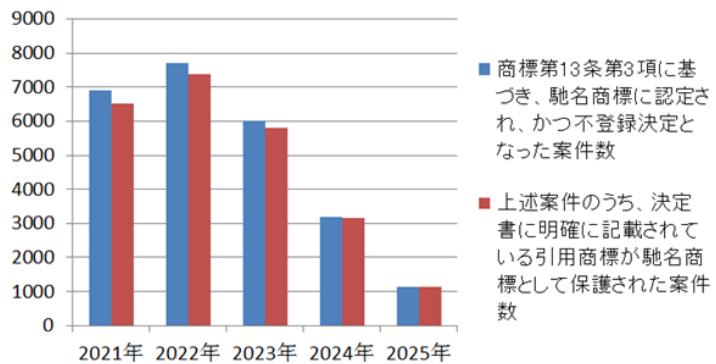
『商標法』第13条第3項の規定によれば、中国で登録された馳名商標は、非類似の商品においても区分を超えた保護が受けられる。通常、商標権の保護は、その指定商品・役務と類似の範囲に限定されているが、商標が馳名商標に認定された場合、その保護範囲は大幅に広がり、保護の強さも実質的に高くなる。このような馳名商標の認定において、商標の実際の使用は、必要不可欠な前提条件になる。商標が「馳名商標」になるのは、そのデザインの巧妙さや登録の事実によるものではなく、市場における長期間で広範囲かつ大規模な使用によって、知名度が絶えず高められてきた結果である。その継続的な使用により、商標は本来の区分を超えて、広く一般消費者に認識されるブランドになるのである。

馳名商標の認定には、複雑かつ厳格な法的手続きが要求され、十分かつ有力な証拠を提出することがポイントとなる。馳名商標としての保護を主張する案件では、商標の継続使用期間、使用範囲、使用程度について非常に高いレベルの立証が要求される。通常、出願人は、多くの側面から立証をしなければならず、具体的には、商標の継続使用期間、市場における信用、広告宣伝のリーチ、消費者の認知度などが含まれる。また、具体的な証拠の形式としては、販売契約書、領収書、広告運用のデータなど従来からの証拠資料に加え、業界レポート、市場調査のデータ、受賞歴及びメディア報道などの補助的な証明資料も含まれる。特に重要なのは、証拠が十分な時間的幅と地域的カバレッジを備えていることで、当該商標が長期的かつ広範な地域で継続的に使用され、かつすでに顕著な影響力を有していることを証明することである。つまり、証拠の質と完全性は、認定結果に直接的な影響を及ぼすのである。『商標審査及び審理基準』は、中国すでに登録された商標を馳名商標として認定する請求に際して、「当該商標の登録期間が3年間を下回らないか、又は継続使用時間が5年間を下回らないことを証明する証拠資料を提出しなければならない。当事者が提出した域外の証拠資料は、当該商標が中国の関連公衆に知られていることを裏付けられるものでなければならない。」と明確に規定している。したがって、企業が馳名商標の認定を請求する際には、関連証拠資料をあらかじめ体系的に整理し、全面的かつ説得力のある形で準備することによって、審査機関による厳しい要求に対応できるようにしておかなければならない。

また、魔知輪(home.mozlen.com)の下記表の統計データ(2025年9月22日までに)によれば、近年の馳名商標認定に関する異議申立て事件において、対象商標がこれまでに馳名商標として認定された記録がある場合、馳名商標に再度認定される可能性がより高いことが確認できる。たとえば、第77228728号商標「昱



「白潔碧柔」に係る異議申立て事件²、第75672461号商標「SK-IK」に係る異議申立て事件³、第77404972号商標「NSKA」に係る異議申立て事件⁴において、以前に馳名商標に認定された花王株式会社の商標「碧柔」、P&G社の商標「SK-II」及び日本精工株式会社の商標「NSK」は、それぞれ馳名商標として再度登録された。このような商標に対する知名度の立証責任は、それに応じて軽減される。特に、馳名商標としての保護を再度請求する範囲が、過去に馳名商標として保護された範囲とほぼ同一である場合、当該商標が以前に馳名商標として認定された際の知名状態に基づく証拠が本件に適用されるため、通常、馳名商標として再度保護が認められる。



(3)「悪意による先取り登録」への対策

現行『商標法』は、登録商標専用権の保護を中心としているが、特定の条件下では、不正競争を防止し、市場の公正な秩序及び誠実信用の原則を維持する観点から、未登録商標に対してもある程度の保護を認めている。未登録商標については、すでに使用されていることが保護を受けるための重要な前提条件となる。ここでは、『商標法』第15条及び第32条と結び付けて、具体的に考察を進める。

① 商標法第15条

第15条の規定によれば、代理関係、代表関係又はその他の契約、業務往来関係があることにより、他人の商標の存在を明らかに知っている者がその商標を先取り出願することが禁止されている。その立法趣旨は、誠実信用の原則に基づき、特別な関係にある者による悪意の先取り出願行為を抑制することにある。

同条第1項では、「授權されていない代理人又は代表者が自らの名義により被代理人又は被代表者の商標について登録し、被代理人又は被代表者が異議を申し立てた場合には、その登録を拒絶し、かつその使用を禁止する。」と規定されている。文言上、当該規定では、被代理人又は被代表者の商標がすでに使用されていることは、明確に要求されていない。では、この規定は、使用の有無にかかわらず保護が受けられることを意味しているのであろうか。『商標審査及び審理基準』によれば、被代理人の商標には「契約又は授權委託書に明記されている被代理人の商標」に加え、「代理関係がすでに確定している時点で、被代理人がその代理販売される商品・役務においてすでに先に使用している商標は、被代理人の商標とみなされる」も含まれ、被代表者の商標には、「被代表者がすでに先に使用している商標と法により被代表者に帰属する他の商標」も含まれる。したがって、当事者間に約定がない場合、ある標章が被代理人又は被代表者

の商標に該当するか否かを判断する際に、「先使用」の有無が重要な考慮要素となる。先使用の証明は、当該標章が被代理人又は被代表者の商標であるか否かを判断する上で重要な根拠となる。



同条第2項は、「先使用」を適用要件の一つとして明確に規定している。すなわち、当事者は、「前項に定めた状況以外の契約、業務往来関係又はその他の関係」を立証するだけでなく、同時に当該他人の商標がすでに「先使用」されていることを立証しなければならない。ここでいう「先使用」の範囲は広く、実際に販売されている商品や提供されている役務における商標の使用だけでなく、商標の広告宣伝活動及び先使用者が商標を付した商品・役務を市場に投入するために行った実際の準備活動も含まれる。また、先使用者は、商標の使用によってすでに一定の影響力を有していることまで立証する必要はなく、単に商標が使用されていることを証明するだけでよい。言い換えれば、同条における「先使用」に対する要求は低く、特定の関係により先使用商標の存在を明らかに知っているながら、先取り出願人が回避行動を取らなかつたことを証明できれば、立証要件を満たすことができる。例えば、第43153036号商標「豪使HEUSCHLAA CHEN H193588 MADE IN XTNHONG及び図」に係る無効審判事件⁵では、裁判所は審理を経て、本件証拠により、「被疑侵害商標の出願日前に、出願人はすでに羊毛刈り用のスパイラルナイフなどの商品に標章『HEUSCH AACHEN及び図』を使用していた。しかし、被出願人(被疑侵害商標の登録人)は長期にわたり、出願人の刃物類を販売しており、その法定代表者も複数回にわたってWeChatを通じて出願人に製品を注文し、WeChatでのやり取りで出願人が刃物類に標章『HEUSCH AACHEN及び図』を実際に使用していることを知っていた。」ことを証明できた。このような状況下で、被出願人は回避行動を取らずに被疑侵害商標を出願したため、『商標法』第15条第2項の違反に該当する。さらに、本件は、WeChatのチャット記録などの新型電子証拠が、現在の訴訟活動において重要な要素になっていることを明らかにしている。実名認証や情報技術の活用により、このような証拠は場合によっては、争点事実の認定に直接影響を与え、裁判官に主要な証拠として採用されることもある。

② 商標法第32条

第32条は、現行の商標法体系において未登録商標を保護するための核心条項の一つである。同条の規定によれば、他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならないとされている。ここで言う「使用」とは、法律上保護される先行権益を直接作るものである。本条の適用にあたっては、他人の商標が先に使用され、かつ一定の影響力を有していることを立証する必要がある。つまり、使用は、適用の前提条件の一つである。第15条と比較すると、本条における使用に対する要求はより高く、一定の影響力を有していることを立証しなければならない。商標が使用され、かつ一定の影響力を有しているこ

とが証明されれば、先取り出願人は当該商標を知っていたと推定され、悪意による先取り出願があったとみなされる。

また、商標は地域性を有するため、ここで言う先使用とは、中国大陸における実際の使用のことを言うことに注意しなければならない。例えば、第6747812号商標「BEARINGTON COLLECTION」に係る異議申立て事件⁶において、裁判所は、異議申立て人のジェティ社が提出した委任状、貨物輸送委託書、梱包明細書、製品検査報告書はいずれも自社作成の証拠であり、税関の通関書類などの第三者による証拠に裏付けられていない限り、その証明力には限りがあると判断した。また、仮にこれらの証拠の真実性が認められたとしても、ジェティ社が商標「BEARINGTON COLLECTION」を付した商品をアメリカに輸出したという事実を示すことができるだけで、当該商標の中国大陸における知名度を証明するものではない。したがって、本件係争商標の出願は、「他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない」という規定に該当しない。また、第18572454号商標「茶の魔手 Chade mo shou」に係る無効審判事件⁷では、裁判所は、その他の国や地域における使用行為は、中国大陸において得られる関連法律の保護の事実的根拠にはならないと判断した。無効審判請求人が提出した証拠は、台湾地域における「茶の魔手」商標の使用証拠のみで、中国大陸における使用証拠は提出していなかった。台湾地域と中国大陸は異なる法域に属するため、係争商標の登録は、「他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない」という状況に該当しないとみなされた。さらに、第5172626号商標「StAPLe」に係る無効審判事件⁸では、裁判所は、商標権の権利範囲、保護内容及び保護期間は、地域によって制限されると認定した。すなわち、中国国内における商標の実際の使用とは、実際の経営活動において商標を商業的に使用した事実が中国国内で行われることを意味し、つまり中国大陸における使用のことを言う。

以上の分析から、「使用」とは、先取り出願人の主觀的悪意と権利者の先行権益を証明する重要なポイントになるという結論に導くことができる。未登録商標については、通常、異議申立てや無効審判などの後続救済手続きによらなければ、保護を求められない。法律によって与えられる保護は、限定的かつ受動的であり、個別案件ごとの判断によらなければならない。したがって、企業にとっては、商標を適時に登録出願することが、最も強力な法的保護を獲得し、潜在的な法的リスクを回避するための最も根本的かつ最も有効な手段であると言える。未登録商標の保護は、必要な補充的救済手段として位置づけられるべきであり、権利構築の第一の選択肢としてみなされるべきではない。

3. 商標権侵害抗弁における商標使用の役割

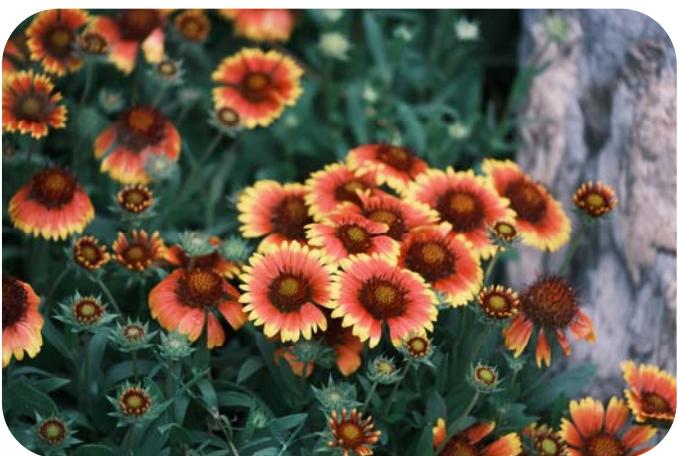
商標の使用は、商標権侵害が成立するか否かを判断する前提条件である。すなわち、被疑侵害行為が「商標的使用」に該当するか否かの判断は、商標権侵害事件の審理におけるファーストステップであり、論理



的な出発点でもある。被疑侵害行為が商標的使用であると認定されたら、さらにその具体的な使用方法、使用規模、使用の背景、主觀的な使用意図などを総合的に考慮し、「混同を引き起こす可能性」を基準として、最終的に侵害が成立するか否かを判断する。権利侵害抗弁の過程においても、商標の使用は、同様に重要な役割を果たす。以下に、『商標法』第59条及び第64条を踏まえ、商標の使用の権利侵害抗弁における具体的な役割について論じる。

(1) 正当な使用の抗弁

『商標法』第59条第1項は、「登録商標に本商品の通用名称、又は商品の内容又は特徴を表す文字・図形・地名などの記述的要素を含むものがある場合には、登録商標の商標権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。」と規定している。当該規定は、本来共有分野に属する記述的語彙を商標権者が独占的に使用することを防ぎ、他の事業者が商品・役務の特徴を正確に記述することを防ぐことにある。また、第



2項では、「立体標章にその商品自体の性質により生じた形状、技術的効果を得るための不可欠な商品形状、又はその商品に本質的な価値を備えさせるための形状がある場合には、登録商標の商標権者は他人の正当な使用を禁止する権利を有しない。」と規定している。つまり、立体商標が機能性を有する場合、商標権によって永久に保護されるべきではないことを明らかにしている。

実際は、記述的語彙は通常、固有の識別力を欠くため、そもそも商標として登録できず、機能性を有する立体商標も同様である。しかし、実務において、本来識別力を欠く商標が長期的な使用によって識別力を獲得し、登録が認められるケースや、他の識別力を有する要素と組み合わせられることによって、商標全体としての識別力を有すると判断され、登録が認められるケースも存在する。商標権侵害紛争において、このような登録商標について、被疑侵害行為が商品・役務の出所を識別するための「商標的使用」ではなく、商品そのものの特性を説明するための「記述的使用」である場合、当該行為は「正当性」を有するとされ、法によって権利侵害の範囲から除外される。

このような事件において、商標の使用方式(際立った使用か否か、その標章が「第一の意味」、すなわち記述的意味で使用されているか否か)、主觀的な意図(ただ乗りしようとする意図があるか否か、合理的かつ善意の使用であるか否か)、業界慣行(このような使用方式が一般的であるか否か、必要であるか否か)などが、侵害の有無を判断する上で重要な考慮要素となる。例えば、商標「全波段」ラッシュガードに係る商標権侵害紛争事件⁹では、被告は原告の登録商標「全波段」を含む「全波段防晒」という文字を使用していたが、証拠によれば、原告の商標「全波段」が登録出願される前から、多くの日焼け止め製品の事業者、消費者、マーケティング担当者、研究者等がすでに「全波段防晒」を商品機能の表現する語彙として、約20年間にわたり現在まで継続使用していた。また、本件において、原告も「全波段防晒」をラッシュガードの機能を

説明する語彙として使用していた。一方、被告による「全波段防晒」の使用において、「全波段」という三文字は際立っておらず、その語彙の下で「全波段防晒」の意味を説明し、製品包装にも自社の保有商標を明示していた。したがって、裁判所は、関連公衆が「全波段防晒」を商品の日焼け止め機能として理解しており、商品を識別する出所とは結びつかず、混同を引き起こさず、被告の使用は商品の機能を表現、説明する範囲を超えておらず、原告の商標「全波段」の商業的信用にただ乗りするものではないとして、商標権侵害は成立しないと認定した。また、商標「大富翁(ボードゲーム、モノポリーの中国語名)」に係る商標権侵害紛争事件¹⁰では、まず、本件証拠から「大富翁」がボードゲーム商品の通用名称であるか、又は指定商品の機能・用途などの特徴のみを直接表現しているのかを十分に証明できない。次に、被告は、標章「大富翁」を使用した際、「大富翁」本来の記述的意味を利用して製品特性を説明したわけではないため、商標的使用に該当する。さらに、原告は被告の登録商標「賽和大富翁」に対して無効審判¹¹を請求しており、国家知識産権局は係争商標と原告の商標「大富翁」が同一又は類似商品における類似商標に該当するとして係争商標を無効とした。このことから、被告は原告及びその商標「大富翁」を知っていたはずであり、製品リンクの命名方法からも商標「大富翁」の知名度にただ乗りしようとする意図が見られ、主観的には善意の使用とは言えない。これらの事実から、裁判所は、被告の使用行為は権利侵害に該当すると判断した。

(2) 先使用の抗弁

『商標法』第59条第3項は、先に使用され、かつ一定の影響力を有する商標は、元の使用範囲で継続的に使用でき、商標権者は、当該商標の使用を禁止する権利を有しないことを明確に規定している。中国における商標権の取得は、登録主義であるが、実務において、実際にすでに使用されている未登録商標が多数存在している。本条の規定は、商標登録制度下で「先使用」に対する保護を再度明確にするものである。商標の本質的機能は、商品の出所を識別することであり、先使用者は実際の経営活動を通じて商業的信用を蓄積しているが、このような「事実上の権利」も、法律によって保護されるべきである。



ここで言う先使用の抗弁の成立には、以下の3つの要件を満たさなければならない。①商標使用者が、商標登録出願前から商標を使用し、かつ一定の影響力を有していること。②使用されている商標と登録商標が、同一又は類似商品における同一又は類似の商標であること。③商標使用者による使用が、元の使用範囲を超えていないこと。

ここで、先使用者による使用は、商標登録人による出願日よりも早いだけでなく、商標登録出願人自身が当該商標を使用し始めた時点よりも早くなければならないことに特に注意しなければならない。例えば、商

標「老百姓大薬房」に係る権利侵害紛争事件¹²では、裁判所は、「先使用が商標出願日より早かったとしても、商標登録出願人の実際の使用開始より遅く、かつ先使用者が『明らかに知っている』又は『知っているはず』であることを証明できる場合、先使用の抗弁を認めてはいけない。」とはっきりと指摘した。また、当該事件では、先使用は善意に基づくものでなければならないことも指摘された。これは、北京知財裁判所が審理した商標権侵害紛争事件¹³(判決番号:(2019)京73民終1106号)の違法な使用は、保護を受けられず、先使用の抗弁が成立しないという観点と一致していた。実際に、先使用の抗弁制度の目的は、誠実に事業を営む企業が先使用に基づく合法的権益を保護することにある。たとえば、商標「双飛人」に係る商標権侵害及び不正競争紛争事件¹⁴では、被告商品は、事前の広告宣伝により一定の影響力を有しており、原告は被告商品の存在を明らかに知っているながら、被告商品の包装と類似する商標を、悪意を持って登録出願することで、権利行使していた。これに対して、最高裁判所は、被疑侵害行為は、『商標法』第59条第3項に規定の状況に該当し、商標権者は先使用者による元の使用範囲における使用を禁止する権利を有しない認定した。このことから、裁判所は、先使用の抗弁を判断する際、後願商標の登録出願が善意に基づくものであつたか否かも考慮する必要があることが分かる。

一方、「一定の影響力」については、北京高等裁判所が発表した『昨今の知的財産権に係る裁判において注意すべき若干の法律問題』において、知名度の高さについて過度に要求すべきではなく、先使用者による商標の使用が真実であり、かつその商標が使用によって使用地域内で識別機能の役割を果たしていれば、「一定の影響力」を有するという要求を満たしていると明記されている。

「元の使用範囲」に関しては、現時点で、司法上の明確な定義はないが、使用地域の範囲、使用方法、使用主体又は使用規模が元の使用範囲を超えた場合の判断基準は、比較的曖昧である。たとえば、商標



「理想空間」に係る商標権侵害紛争事件¹⁵や華聯スーパーの商標権侵害紛争事件¹⁶において、最高裁判所は「元の使用範囲を認定する際に、商標使用の地域範囲及び具体的な使用方式に重点を置くべきである。」と指摘している。具体的には、先使用者が実店舗を通じて商品販売又は役務提供を行って、商標登録出願人が商標を出願するか又は使用した後に、先使用者が既存の実店舗の影響の範囲

外の地域に新規店舗を開設したり、インターネットなどの新たな販売ルートを通じて商品販売又は役務提供を行ったりした場合、普通元の使用範囲を超えたと認定されるべきである。実務において、具体的な事件の状況に応じて様々な角度から解釈されることが多く、結論が変わる場合もあり得る。それに対して、現象にとらわれず本質を見極めることが重要であり、先使用者が商標使用によって蓄積した商業的信用が及ぶ範囲を、核心的な判断基準とすべきである。

(3) 損害賠償責任の免除

『商標法』第64条第1項は、「登録商標の商標権者が賠償を要求した場合、被疑侵害者は、登録商標の商標権者が登録商標を使用していないと抗弁することができる。」と規定している。例えば、登録商標の商標権者が過去3年間に当該登録商標を使用していなかった場合、被疑侵害者は賠償責任を負う必要はない。

前述した「正当な使用の抗弁」と「先使用の抗弁」における「使用」は、いずれも被疑侵害者による使用のことを言うのに対し、ここで言う「使用」は原告側(すなわち、商標登録人)による使用のことを言う。実務において、実際の使用を目的としない商標を登録して、その後高額譲渡又は悪意の訴訟によって、賠償金を得ようとするケースも存在する。しかし、商標法制度の根本的な目的は、商標の識別機能を保護し、消費者の混同を防止するとともに、使用を通じて蓄積された商標登録権者の商業的信用を保護することにある。長期間使用されていない登録商標は、法的に商標専用権を有しているものの、関連公衆に認知されていないため、市場知名度をほとんど有しておらず、市場における真の評価や商業的価値は形成されない。このような登録商標が、権利基礎として侵害訴訟で用いられる場合、その主張力が弱く、権利維持の効果も大きく損なわれることが多くなる。



『商標法』第64条第1項は、「商標の使用」を登録後の法的義務からさらに一步進め、侵害訴訟における損害賠償責任の判断における重要な事実要件として位置づけている。この規定は、真実の使用意図や使用行為を伴わない商標権者が、訴訟によって不当な利益を得ることを効果的に阻止し、市場の公正競争秩序を維持する役割を果たす。被疑侵害者にとっては、悪意の訴訟に対抗し、権利濫用を制限する「警鐘」にはなるが、商標権者にとっては、商標を実際の商業活動に投入しなければ、権利が権利維持の重要な時に「効力を失ってしまう」可能性があることを警告する「警鐘」となっている。

ただし、この条項に基づく抗弁は、あくまで被疑侵害者の損害賠償責任を免除することにとどまり、侵害行為そのものの成立判断には影響しないことに注意しなければならない。したがって、裁判所が侵害成立を認定した場合、被疑侵害者は、侵害行為の差止めや影響の除去などの法的責任を引き続き負わなければならない。

まとめ

本稿では、現行『商標法』の関連規定及び典型的な事例を踏まえ、「商標の使用」が商標の権利付与・権利確定及び侵害抗弁に果たす核心的な役割について、体系的に整理・分析した。そこから、商標は、商品・役務の出所を識別する商業標章であり、その核心的価値は実際の使用にあり、「商標の使用」は、商標法の

理論と実務を貫く生命線であるという結論を得ることができた。商標法体系が絶えず最適化・整備される中で、従来の「登録重視・使用軽視」という観念は根本的に転換され、商標使用の制度における基盤的地位はますます明らかになり、今後より一層強化されることが予測される。

参考文献:

1. 北京市高等裁判所(2018)京行終3673号判决
2. 第77228728号商標「昱白潔碧柔」に関する不登録決定
3. 第75672461号商標「SK-IKI」に関する不登録決定
4. 第77404972号商標「NSKA」に関する不登録決定
5. 最高裁判所(2024)最高法行申6775号行政裁定書
6. 北京市高等裁判所(2017)京行終491号判决
7. 北京市高等裁判所(2019)京行終4875号判决
8. 最高裁判所(2023)最高法行申2567号行政裁定書
9. 上海知財裁判所(2023)沪73民終285号判决
10. 浙江省寧波市中等裁判所 (2025)浙02民終1584号判决
11. 第25576999号商標「賽和大富翁」に関する無効審判裁定書
12. 最高裁判所(2024)最高法民再218号判决
13. 北京知財裁判所(2019)京73民終1106号
14. 最高裁判所(2020)最高法民再23号判决
15. 最高裁判所(2018)最高法民再43号判决
16. 最高裁判所(2021)最高法民再3号判决



AI生成コンテンツの著作権立証に関する提案

北京魏啓学法律事務所

中国弁護士

方 善姫

初めに

AI創作技術の発展と普及に伴い、AI生成コンテンツは文学、芸術、ニュースなど多くの分野で広く見られるようになっており、それに関する著作権保護の問題が日増しに顕在化している。しかし、AI創作によって多くのイノベーションと利便性がもたらされる一方で、一連の紛争も引き起こされている。北京インターネット裁判所が2024年に発表した『デジタル著作権司法保護白書』によると、2021年に3.7%であったAIに関連する権利侵害事件の割合は、2023年には28.6%に急激に上昇した。AI創作プロセスの特殊性により、従来の著作権認定基準を直接適用することが困難であるため、実務において多くの論争と不確実性が生じている。本稿は関連する法的理論と司法事例の分析によって、権利者がAIを利用して著作物を創作し、権利を主張する際の証拠保全に関する提案を行い、AI生成コンテンツの著作権立証という難題を解決するために有益な参考を提供することを目的とするものである。



I. AI生成コンテンツが著作物に該当するか否かの判断基準

中国『著作権法』によれば、「著作物」とは、文学、芸術と科学分野において独創性を有し、且つ一定の形式により複製可能な知的成果のことをいう。そのうち、著作物のコンテンツは、「文学、芸術及び科学分野」に属するか否か、並びに「複製の可能性」を有するか否かについては、通常その外在的な表現形式から直接判断することができるため、実務において、この2つの要件をめぐる論争は多くない。しかし、著作物のコンテンツが「独創性」を有しているか否か、及び「作者の知的成果」を体現しているか否かを判断する際、特にAI生成コンテンツが著作物に該当するか否かの問題について、従来の著作権事件に比べて、より具体的な判断基準を適用することが必要になることが多い。

1. 独創性を有する

あるコンテンツが著作物に該当するか否かを判断する際、「独創性」の有無は中核的な基準であり、この基準は、コンテンツが人による創作か、又はAIによる生成かによって異なるものではない。AI生成コンテンツが著作権法の意義における著作物に該当するか否かを判断するには、まず客観的な独創性要件を満たしているか否かを検討することが必要である。この前提を満たして初めて、後続の判断に進むことが必要である。次に、AI創作の状況において、独創性の判断は、著作物そのものの独創性だけでなく、より複雑な要素

を考慮する必要がある。AI生成プロセスはアルゴリズム、データ、ユーザー介入が融合されているため、多方面の要素を総合的に考慮しなければならない。生成コンテンツ自体の独自性はむろん重要であるが、ユーザーの創作プロセスにおける知的投入も同様にポイントとなる。ユーザーはプロンプトの入力やパラメータの設定などの方法によって、AIを特定のコンテンツ生成に導き、その個性的な選択と創造的な配置が著作物の最終形態と独創性の程度に直接影響を与えるのである。例えば、AI絵画ソフトを使用する際、ユーザーはプロンプトを入念にデザインし、画面要素を詳細に描写するとともに、色彩や光影などのパラメータを繰り返し調整することで、生成画像を徐々に自身のクリエイティブ構想に合致させるのである。このプロセスにおけるユーザーの知的貢献と美的判断によって、最終的に生成された絵画が独創性を有する著作物として認定される可能性がもたらされるのである。

また、AI生成コンテンツが元の画像や動画に対する部分的な色彩や形状の調整だけを行い、元の著作物との実質的な差異が形成されていない場合、その独創性が否定されるだけでなく、元の著作物の権利に対する侵害を構成する可能性があることに留意しなければならない。例えば、(2024)浙01民終10332号事件において、権利者は「被告はAIプラットフォームにおいて、AI生成のウルトラマン画像及び関連LoRAモデルを伝播させ、ユーザーが当該モデルを共有する際、AI生成のウルトラマン画像を表紙と参考例として使用し、他のユーザーがプロンプトを入力して当該モデルを重ねることによって、ウルトラマンのイメージと実質的に類似している画像を生成したことは、その著作物の情報ネットワーク伝播権を侵害している。」と主張した。裁判所は審理を経て、AIプラットフォームが帮助侵害を構成すると認定した。当該事件は主にプラットフォームの責任をめぐって展開されたが、ユーザーがAI生成プロセスにおいて、創造的な知的労働を投入しても、生成コンテンツが元の著作物と実質的な差異がない場合、その成果の独創性は認められず、ひいては権利侵害に該当するリスクに直面する可能性があることを示唆している。したがって、権利者はAI生成コンテンツに対して著作権を主張する際に、そのコンテンツが先行著作物と実質的に類似しているか否かを慎重に検証しなければならない。

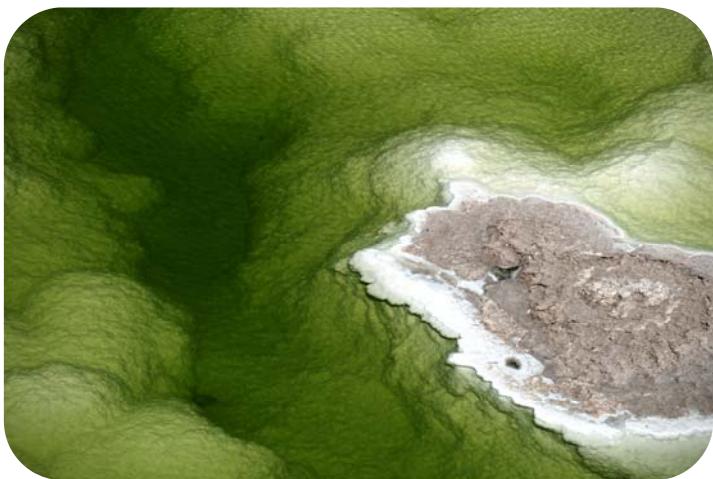


2. 知的成果に属する

一般的な著作権侵害紛争事件において、「主張する者が立証する」という立証責任の分配原則に従い、権利者は、その主張するコンテンツに対して権利を有すること、且つ当該コンテンツが著作権法で定める著作物の要件を満たしていることを証明しなければならない。伝統的な創作シーンでは、作者は通常、紙とペン、カメラ又は一般的な画像処理ソフトウェアを用いて直接創作するため、作者が創造的な知的労働を行ったか否かについて、一般的には特に立証する必要はない。つまり、著作物に独創性さえあれば、その知的

投入は通常認められるのである。

しかし、AI創作の背景において、AIが生成プロセスで重要な役割を果たしているにもかかわらず、人間の知的投入は、著作物の属性を認定するポイントになっている。AIは、本質的にツールであり、プリセットアルゴリズムとユーザーコマンドに基づいて、データ処理とコンテンツ生成を行う。創作プロセスにおけるユーザーの構想、創意、選択と判断などの知的活動こそが、著作物に独創性と法的価値があるか否かを決定する核心となるのである。司法実務において、裁判所が、AI生成コンテンツが著作権保護の対象となるか否かを判断する際、通常そのコンテンツが「機械的生成」に属するか、それとも「人」による独創的表現に由来するかを審査する。権利者は、その知的投入について十分な立証ができない場合、立証できることによる不利な結果の責任を受けなければならない。例えば、猫のクリスタルダイヤモンドペンダント画像の著作権侵害事件において、裁判所は「使用者がプロンプトの追加やパラメータの調整などの方法によって、初期に生成された画像を選択、修正、潤色したことを証明することで、画像の構図、視点、色彩、線などの表現要素に対して個性的な選択と実質的に有益なことをしたことを示すために、創作プロセスのオリジナルの記録を提供すべきである。原告である豊氏が創作プロセスに関連するフローチャートなどのオリジナルの記録を提出できなかつたため、その知的投入に関する主張は証拠によって裏付けられず、当裁判所は認めることができない。」と指摘した。



したがって、AI生成コンテンツに対して著作権を主張するには、権利者は、独創的な知的成果を投入したことを証明する証拠をさらに提示しなければならない。これは、プロンプト作成に具体的な視覚的、叙述的、構造的要素を組み込んだり、ユーザーが創造的な方向性を提示したりするだけでなく、具体的な表現形式を選択し、プロンプト自体に個性的な表現特性を持たせることを意味する。ユーザーが著作物生成後もプロンプトの修正、パラメータの調整、又は生成コンテンツの編集、合成、仕上げなどの後処理を継続した場合、このようなコンテンツは、著作権法上の著作物に該当すると認定されることで、法的保護を受けられる可能性がより高くなる。

II. AI生成コンテンツに対する著作権に関する立証の提言

前述の通り、権利者がAI生成コンテンツに対して権利を主張する場合、独創性と知的成果の要件について説明、立証することが特に重要である。これは、これらの要素が著作権保護を受ける著作物を構成する基礎であるだけでなく、AI創作の状況において、これらの要素の証明がより複雑で難しいからである。独創性の認定においては、AI生成コンテンツ自体が「既存著作物と区別される独自の表現」を具備しているか否かに加え、権利者のその創作に対する考え方、入力コマンドの内容、生成コンテンツの選択及び修正プロセス

などに対して、作者が著作物に投入した独創的な知的労力を効果的に示すことができる。これらの証拠は、裁判所が「AIの自律的創作」という合理的な疑いを排除し、当該著作物が独創性という法定要件を満たすか否かをより正確に認定するために役立つ。したがって、権利者は、AI創作著作物のプロセスに関する証拠を保存することが特に重要である。

しかし、権利者は関連証拠を保存すれば万全というわけではない。証拠保全が遅れるか、又は証拠の内容が「創造的な知的投入」を反映できない場合、その著作権の主張が裁判所に認められないリスクが依然として存在する。また、証拠保全を適時に実施しなかったり、創造的投入を証明する証拠が不十分だったりする場合も、同様に認められないリスクがある。筆者は、裁判例の状況と結びつけて、権利者がAIを利用して創作した著作物の権利を主張する際の証拠保全問題について、以下のように具体的に提案する。

1. 証拠保全は迅速且つ完全に一事後描写による独創性の投入プロセスの証明が難しいため

権利者はAIを利用して創作を行う際に、「プロセスに痕跡を残す」という意識を確立し、創作プロセスにおける各重要段階と情報を迅速且つ正確に保存すべきであり、権利者は著作物創作プロセスにおいて、使用するソフトウェアのバージョン、入力した具体的なコマンド、修正プロセス及びステップごとの生成結果を含む各操作を即時に記録しなければならない。これは著作物の独創性、時間性及び権利者の身分を証明するだけでなく、紛争が発生した時に有力な証拠を提示することができ、権利者が自身の合法的権益を守る重要な保障となるからである。

実務において、一部の権利者は、AI生成コンテンツの証拠保全に対する重視が不十分で、著作権を主張する時に創作プロセスの記録を提出しておらず、裁判において「事後再現描写」の方法によって、AI創作プロセスを説明しようとするものの、司法実務において、通常裁判所に認められず、且つ多くの場合、権利者はその主張するオリジナルの著作物を完全に再現できない。例えば、猫のクリスタルペンダント画像の著作権侵害訴訟事件において、



裁判所は以下のように、はっきりと指摘している。「まず、原告は、当該画像のAIソフトウェアにおける創作プロセスの記録を提出しておらず、当該ツールを用いて係争画像を生成した具体的なプロセスを示すことができない。創作プロセスの記録は、作者が著作物生成時に投入した知的労力と創造的選択を直観的に示すことができるため、この点は極めて重要である。次に、原告が提出した係争画像における『describe(描写)』コマンド項目の具体的な結果は、AIソフトウェアの描写語の生成機能を用いて事後的に係争画像を描写したものであり、オリジナルのプロンプトや生成コマンドを復元させたものではない。これは、これらの描写は、原告がオリジナルの生成プロセスで入力したコマンド及びプロンプトの内容を説明できず、その創作思考や知的投入を反映できないことを意味する。さらに、原告が提出した「再現描写」の入力状況は、係争画像のオリ

ジナルの生成プロセスを客観的に復元できない。再現の経過からみれば、関連するプロセスは、原告が係争画像を対照にした事後的なシミュレーションに過ぎず、ソフトウェア・ハードウェア設備、ネットワーク環境、入力コマンド、操作手順などの面で、係争画像のオリジナルの生成プロセスとの同一性や比較可能性が不足しており、上記の事後シミュレーション操作から、原告が係争画像のオリジナルの生成プロセスにおいて対応する選択、手配と判断を行い、創造的労働を費やしたと推定することはできない。再現の結果から見ると、事後シミュレーションの結果は、係争画像とスタイル、様式、構図などの面で一定の相違がある。したがって、提出された証拠は、係争画像に独創性があることを認定するには不十分であり、係争画像は著作権法上の意義における著作物に該当せず、原告の訴訟請求は事実及び法的根拠に欠けているため、裁判所はこれを支持しない。」



上記事例から、権利者がAI創作プロセスに對して適時に証拠保全を行っておらず、紛争発生後に「事後描写」によって元の創作プロセスを再現する方法は、本質的にオリジナルの創作プロセスを証明できないことが分かる。AIの生成メカニズムには明らかな「非確定性」を有するからである。同一のプロンプトでも、異なる時間、異なるソフト・ハード環境(AIモデルの

バージョン更新、デバイスの演算能力の差異など)、ひいては異なるネットワーク状態では、生成結果に明らかな差異が生じる可能性がある。これは、従来の創作における「作者が同一のツール、同一の手順で著作物を安定的に再現できる」という特性とは根本的に異なり、事後再現によって技術的観点からオリジナルの著作物を復元することは困難である。

また、事後再現は本質的に「逆算的シミュレーション」に属し、権利者は既存の完成品に基づいて描写コンテンツを調整する傾向があるため、その提出される「再現コマンド」は、オリジナルの創作時のランダム性や創造性を失い、完成品の「文字通りの複製」に近く、真の創作思考を反映させたものではない。

証拠効力の観点から見ると、このような事後証拠は「オリジナル性」と「関連性」に欠けており、著作物生成時の知的投入プロセスを証明する完全な証拠チェーンを形成できないため、裁判所にその証明効力を認められるのは難しい。これは創作プロセスにおけるリアルタイムの痕跡の記録と証拠保全に代わるものはないことを示しており、操作発生時に同時に記録を行うことでしか、創作の真実性と完全性を最大限に保持することはできない。

2. AI創作プロセスにおける作者の独創的な知的投入の反映

著作物の独創性を証明する観点から、詳細且つ正確な証拠は「プロセスを完全に記録する」だけでなく、「知的投入を際立たせる」ことが必要である。すなわち、AI創作プロセスにおいて、権利者の独立した思考、個性的な選択によって、著作物の最終的な表現がどのように導かれるかということが、証拠によって明確に

示されるのである。例えば、AI絵画創作において、入力したプロンプト、設定したパラメータ及び複数回の修正調整の記録を保存することで、これらの証拠は、権利者の独自の構想と個性的な操作によって、独特なスタイルと表現を有する著作物をAIに生成させるように直観的に反映させることができる。簡単で概括的なプロンプトのみでAIをトリガしてコンテンツを生成した場合、著作物の具体的表現をデザインしたものではなく、本質的に「創作テーマ」を提供したに過ぎないため、実務において、通常、このようなコンテンツは、著作権法で保護される著作物とは認められない。例えば、桂林市疊彩区裁判所が審理した事件において、裁判所は、「係争画像はAIソフトの自律的な生成によるもので、使用者は概括的なプロンプトを入力しただけである。使用者が入力したプロンプト『二十四節気の大雪がタイトルであり、この節気は“小雪に野菜を漬け、大雪に肉を漬ける”という諺であり、各家庭で塩漬け肉を作る』は、主題概念を提供しているだけで、物品の具体的な形態、色の組み合わせ、空間の配置、光影効果などの画像の実質的な表現の詳細などのような、画像内で識別できる独創的な視覚的要素を直接的、具体的にデザイン又は創作していない。」と「概括的なプロンプト」に基づく著作権主張をはっきりと否定した。



本事件において、裁判所はさらに、「本件において、使用者がプロンプトの構想に投入した労力は、AIソフトウェアの操作と利用、及び出力効果の選別に近いものである。このような投入は、使用者の思考を反映することはできるものの、その核心的な役割は、画像の具体的な表現を自ら『創作』したり、『描画』したりするのではなく、AI自動生成メカニズムを起動したり、導いたりすることであり、生成されたコンテンツに対して実質的で、識別可能な創造的な判断、選択又は編成を行っていない。使用者が上記プロンプトを入力する行為は、著作権法で保護される『表現の創作』ではなく、『コマンド的操作』に該当する。また、AI画像生成プロセスは『ランダム性』を有し、同一プロンプトで毎回異なる画像が生成されることによって、使用者の最終的な表現に対する制御が不足しており、独創的な知的投入を体現しにくいことが示されている。」と指摘している。

上記事例と対照的に、(2023)京0491民初11279号事件において、裁判所は、権利者の著作権の主張を支持した。その主な理由は、証拠が「独創的な知的投入」を十分に示していることにあった。裁判所は審理を経て、「係争画像の生成プロセスから見れば、一方では、原告が人物及びその表現方法などの画面要素をプロンプトによってデザインし、画面のレイアウトや構図などをパラメータによって設定することで、原告の選択と配置が反映されている。もう一方では、原告は、プロンプトを入力し、関連パラメータを設定することで、最初の画像を取得してから、さらにプロンプトを追加し、パラメータを修正することによって、継続的に調整・修正を重ねた上で、最終的に係争画像を得た。この調整・修正プロセスは原告の美的選択と個性的な判断を体現している。法廷審理において、原告は、個別のプロンプトを変更したり、個別のパラメータを変更したりすることで、異なる画像を生成した。そのため、当該モデルを利用して創作を行い、異なる人が各自で新たなプロンプトを入力し、新たなパラメータを設定することで、異なるコンテンツが生成されていることが分かる。し

たがって、係争画像は『機械的な知的成果物』ではない。反証がない限り、係争画像は原告が独自に完成させたものであり、原告の個性的な表現を体現しており、『独創性』の要件を満たしていると認定できる。」と判定した。



上記の2つの事例の対比によって、著作物の独創性を証明するために、権利者は、AI創作プロセスにおいて、単なる「コマンド的操作」を行うのではなく、「実質的な知的投入」を体現しなければならないことが明らかにされている。簡単なプロンプトではユーザーは、著作物のコンテンツに対して実質的な介入を行うことはできず、AIが出力するコンテンツは、本質的にAIによる「テーマ概念」の自律的演繹であり、ユーザーはこのような「演繹結果」に対して作者の身分を主張できない。つまり、異なるAIシステムは、同一のプロンプトに基づいて異なる画面を出力でき、同一のAIシステムであっても、同一のプロンプトから無数のバージョンを生成し得る。単にテーマを入力するだけで、著作権の属性を有すると認定すると、「独創性」基準が過度に低下し、ひいては「同一テーマにおいて複数のユーザーが著作権を主張する」という混乱を招く恐れがある。したがって、権利者がAI生成コンテンツに対して著作権を主張する際には、「創造的な知的投入」の証明に立証の重点を置くべきである。例えば、生成されたコンテンツを詳細に修正、選択することで、個人の創意や審美を著作物に反映させることができる。また、特定のコマンドを選択したり、要素を修正したりする理由のような創作プロセスにおける思考や意思決定を記録することで、著作物の独創性が権利者の知的投入に由来することをより強力に立証できるのである。

3. 信頼性の高い証拠保全手段の採用

『最高裁判所によるインターネット裁判所の事件審理に係る若干の問題に関する規定』第11条は、電子証拠の認定基準を以下のように明確に規定している。権利者は証拠を保存する際に、「スクリーンショット、文書をローカルに保存する」などの改ざんされやすい方法に依存するだけでなく、法定基準に適合した信頼性の高い証拠保全手段を採用することで、証拠の真実性、完全性及び採用可能性を確保すべきである。実務において、ブロックチェーン技術と第三者証拠保全プラットフォームは、司法で認められている比較的成熟した方法であり、電子証拠の「改ざんされやすく、出所が追跡しにくい」という問題を効果的に解決できる。

具体的には、権利者は創作プロセスにおいて、定期的に創作データと操作記録をブロックチェーン又は第三者証拠保全プラットフォームにアップロードできる。これらのプラットフォームは、タイムスタンプとデジタル署名を提供することで、データの完全性と真実性を保証できる。紛争発生時には、権利者はこれらのプラットフォームが提供する証拠によって、その創作プロセスと知的投入を証明することで、より効果的に権利を保護できる。創作者はAIソフトウェアを利用して創作する時、プラットフォームは、コマンドの入力、パラメータの調整、生成結果の選択などのステップを含む創作者の操作プロセスをリアルタイムに録画し、且つこれらの

動画と関連データを暗号化保存する。録画プロセスでは、プラットフォームは法律規定を厳守し、録画行為の合法性を確保するとともに、録画した動画とデータにタイムスタンプ認証を施すことによって、証拠の真実性と完全性を保証するものである。

第三者証拠保全プラットフォームは専門的な証拠管理、発行サービスも提供している。著作権紛争が発生した場合、プラットフォームは権利者の要求に基づいて、認証された証拠書類と関連証明資料を提供することができる。これらの証拠書類と証明資料は、専門機関の認証を受け、高い法的効力と信頼性を有しており、訴訟において裁判所に認可され、採用してもらうことができる。

4. 著作権登録による権利保護の立証コストの低減

著作権登録の主要な役割は、発行される登録証明書が公的認証効力を有する証拠である点にある。著作権紛争において、登録証明書は、権利者が著作物に対して著作権を有することを直接証明でき、権利者の立証負担を大幅に軽減できる。関連法律の規定及び司法実務によれば、反証がなければ、著作権登録証に記載されている権利者が著作物の著作権者であると推定される。これは、権利者が著作権登録証を提出する時、相手方が権利者の著作権の主張に反論するには、登録証に誤りや虚偽があることを証明するための立証責任を負わなければならないことを意味している。

著作権登録は、著作物の創作時期と権利者情報を明確にすることもできる。著作権紛争において、創作時期は重要なポイントであり、著作物の独創性や先行権利の有無などの判断について極めて重要である。著作権登録によって、著作物の創作時期が登録証書に明確に記録されることで、権利者が権利保護を行う際に正確な時間的根拠を供するものである。

また、著作権登録機関は、AI創作プロセスを審査しないため、著作権登録証は著作権を証明する初步的な証拠に過ぎないことに注意しなければならない。さらに「作者の独創的な知的投入の詳細」に関する証拠と組み合わせて、完全な証拠体系を構築することで、著作物の独創性と権利者の創作貢献をより全面的且つ強力に立証することができる。

III. 結び

このように、権利者はAIを利用して著作物を創作し、且つ権利を主張する際、証拠の保全を重要視しなければならない。創作プロセスのタイムリーな記録、独創的な知的投入の反映、信頼性の高い証拠保全手段の採用及び著作権登録の実施などの措置によって、権利者は権利保護の立証コストを効果的に低減させ、自身の合法的権益をより良く守ることができるのである。





林達劉グループが今まで出版・発刊した日本語版の書籍

LINDA LIU GROUP

www.lindapatent.com
linda@lindapatent.com

北京 上海 蘇州 大連